

令和7年第4回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和7年12月4日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
6番 武澤豪	7番 北上正弘
8番 後藤修	9番 坂東重夫
10番 藤本功男	11番 笠井安之
12番 中野厚志	13番 笠井一司
14番 檜原伸	15番 松村幸治
16番 吉田稔	17番 木村松雄
18番 阿部雅志	19番 原田定信
20番 三浦三一	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

13番 笠井一司	14番 檜原伸
----------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 稲井誠司
健康福祉部長 大倉洋二	産業経済部長 森克彦
建設部長 森友邦明	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 古川秀樹	市民部次長 酒巻達也
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 住友勝次
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 板東毅	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清
農業委員会事務局長 伊坂典恭	監査事務局長 坂東明

水道部次長 吉 成 永 吾  
財政課長 藤 井 信 良

会計管理者 清 田 美恵子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相原 繁喜

議会事務局長 松永 祐子

議会事務局長 大塚 久史

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井安之君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、志政クラブ松村幸治君の代表質問を許可いたします。

志政クラブ松村幸治君。

○15番（松村幸治君） 皆さん、おはようございます。議席番号15番、志政クラブを代表いたしまして、ただいまより質問をさせていただきます。

まず最初に、阿波市のごみ処理について質問をさせていただきます。

この問題は、板野町の脱退により吉野町の地元住民より私のところへ、板野町は自身でごみ処理施設を造り、吉野町へはごみを持ってこないようにという要望がございました。

脱退時には、当時副管理者であった玉井町長が、予算等につき私には寝耳に水であり、町民のために脱退をするということを申されておりました。私もそのとき、少しでもございますが、声を荒げてどの口が言いよんなどということを行った記憶がございます。

脱退したものが吉野町へどうしてごみを持ってくるのかということに、阿波市はどういうお考えかということをもまず質問をさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） おはようございます。

志政クラブ松村議員の代表質問1問目、阿波市のごみ処理についての1点目、板野町の脱退により、吉野町の地元住民より、板野町でごみ処理施設を造り、吉野町へはごみを持ってこないようにとのご意見があるがどうお考えかについて答弁をさせていただきます。

新ごみ処理施設につきましては、令和7年8月8日に開催された板野町議会臨時会におきまして中央広域環境施設組合からの脱退についての議案が可決され、令和10年3月3

1日をもって脱退する旨の予告通知が発出されたことから、現在阿波市、上板町の1市1町で整備すべく準備を進めているところでございます。

一方、積替保管施設につきましては、新ごみ処理施設の令和7年8月からの供用開始が極めて厳しい状況となったため、現施設を積替保管施設として使用すべく1市2町で協議を重ね準備を進めてまいりました。

積替保管施設として使用する際に必要な改造工事費などにつきましては、板野町を含む1市2町の各議会でご審議をいただいた後、組合議会においても議決をいただき執行してまいりました。このことから、令和10年3月末に板野町が脱退するまでの間は積替保管施設として1市2町で使用することとなっております。

吉野町、土成町の周辺住民の皆様には、これまで地元説明会でご説明させていただきました臭気対策や周辺対策事業を継続して実施することで、本事業へのご理解とご協力を賜りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいま答弁がございまして、積替保管施設として使用する際に必要な改造工事費などについては板野町を含む1市2町で決議され使用することとなっているという答弁でございました。

分かりやすく言えば、そこまでは金を払っているの、致し方ないというふうに私は受け取りました。しかし、住民感情からすれば、どうして脱退した町のごみまで持ってこれないかんですかという気持ちも理解をいたします。

それでは次に、美馬市の新ごみ処理施設について阿波市に対して説明は来ているのかということについて質問をさせていただきます。

この場所については、美馬市脇町西赤谷ところで、何とも微妙なところに持ってくるものだなと思いましたので、まず答弁をお願いをいたします。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 志政クラブ松村議員の代表質問1問目、阿波市のごみ処理施設についての再問、美馬市の新ごみ処理施設について阿波市に対して説明は来ているのかについて答弁をさせていただきます。

美馬市及び美馬環境整備組合によりますと、美馬市とつるぎ町で構成する美馬環境整備組合は、運営しているごみ処理施設クリーンセンター美馬の老朽化が進んでいることから

今年3月新築移転の方針を示し、組合は5月から選定委員会を設置し、複数の候補地の中から選定を行ったとのことでした。その後、美馬市は令和7年9月18日、建設候補地を美馬市脇町西赤谷の民有地とすることを美馬市議会全員協議会で明らかにしたことが新聞報道されております。

本市におきましては、示された建設候補地が両市の境界付近であることから美馬市及び美馬環境整備組合と日程調整を行い、10月9日、阿波市役所におきまして、美馬市及び美馬環境整備組合の担当者から候補地選定の経緯や2031年度、令和13年度になりますが、その施設稼働に向けた来年度の取組などについて説明を受けております。

今後におきましても、美馬市や美馬環境整備組合と新ごみ処理施設建設の進捗状況などについて情報共有を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） 美馬市と情報共有を図ってまいりたいという答弁でございました。

この場所を皆さんは知っておられますでしょうか。ここの場所、周辺住民の数、その他もろもろ岩津地区から西長峰にかけてほぼ阿波市なんです。美馬市から阿波市への周辺住民の方に対して、例えば新ごみ処理施設を阿波市の西のほうで造ることになっておりますけれども、そこでは住民の方に対して申し訳ないが周辺対策を含めて何らかのことができるということがございますが、美馬市とは広域も結んでもおりませんし、美馬市から周辺住民の方に対して周辺対策費用も出るはずもなく、阿波市がこのごみ処理施設ができることによって何の恩恵も受けるわけでもないという。現在の阿波市の新ごみ処理施設よりも何倍も後々大きい問題になるであろうと私は思っております。

それでは、再々問として、阿波市の新ごみ処理施設の進捗状況について、市長に今後の見通しも込めてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ松村議員の代表質問の再々問、新ごみ処理施設の進捗状況についての答弁をさせていただきます。

中央広域環境施設組合では、先ほど市民部長から言いましたように、8月以降いろいろな変化といたしますか、青天のへきれきといたしますか、いろいろな驚くようなこともございまして、まずは8月に入りまして板野町の脱退ということにより、これにつきましては、

前議会でも申し上げましたが、二元代表制になっておりまして、広域行政を1市2町で新ごみ処理施設をやろうということでもありますが、私の及ばないところで、令和10年3月31日をもって脱退すると。加えて、上板町におきましても、組合に対する負担金の予算の議決に対しまして、上板町の諸事情も含めて1か月ぐらいの時間を要したというのが想定外でございました。

こういった中で、9月22日に組合議会で建設本体の建設事業費を除いた予算をいただきまして、このたび地権者との賃貸借契約が今日から数えて9日前の11月25日にやっと締結をできたという次第でございます。

この内容につきましても、地権者の方には、今から4年8か月前の令和3年3月に候補地として決定してこういった月日がたったんですが、その間令和4年10月から公募した事業で応募者がいなかったということに加えて、その後検証業務を実施してまいりました。

こういった中で、さらに今申しました板野町の脱退とか上板町の決定がかなり時間を要したことに對して、本年の6月時点で用地交渉についてはほとんど終えておりましたんですが、またそこいらのところ個人の美馬市民の方でございますから、行政のことにはということで、どうしてこうなっているのかという説明に組合議会の議決をいただいて2か月の時間を要したということでございますが、結果としては用地が賃借とはいえ組合で活用できるということになったというのは2歩、3歩前進したということで、事業完成に向けて大きな結果であるというように受け止めております。

こういった中で、何回も申しますが広域行政っていうのはメリットがございまして、国も推奨しておりますが違う自治体ということで難しい面が多々あるということ認識しながら、現在はこれに併せてサウンディング調査っていうのをしております。

このサウンディング調査をしておりますのは、好気性発酵乾燥処理方式プラス固形燃料というのから、今年の2月に好気性発酵乾燥方式プラスケミカル／マテリアルリサイクル方式に方式を変更して、こういった中で決めはトンネルの中で可燃物等を処理した後の残渣のプラスチックを主にどうやって処理するのかとかという応募を募ったところ、複数の業者から応募がございまして今聞き取り作業を行っているところでございます。

それと、何回も言うんですけど、1団体が脱退するというところでそれに合わせてダウンサイジングっていうのをしております、近々数字が出ましたら、また市議会のほうには丁寧に説明させていただきたいと思っております。

そして、造成工事本体の入札、それに加えて地元住民、それと今積替保管施設をさせていただいております吉野町と土成町の地域の方に、こういったいろいろな既成事実をもちまして、数字をもって、また説明会を再度開いて今のような方法で進めていきたいというように思っております。

特に大事なものは市議会の説明ももちろんでございますが、両地域の周辺住民への説明を近々していくということでございますが、会に行っても答えができないようではございませんので、減った事業費っていうのが一番大きいものと思っておりますので、そこいらも含めて一生懸命頑張っていきますので、今後とも市議会にポイントポイントでは説明をさせていただきますので、上板町と連携を図りながら全力で取り組んでまいりますのでどうかよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいまの市長の答弁でこれからのおおよその計画が分かりました。

用地交渉が終了し、板野町脱退に伴うダウンサイジング、再算定を行ってまいるという答弁がございました。

規模的にいっても20%から25%は小さくなるのだらうと思います。この施設はなくてはならない施設でございますので、行政と市議会が一体となって頑張ってもらいたいということを申し上げてこの質問は終わります。

次に、2問目の建設関係の市単独事業についての質問をいたします。

この中からまず、阿波市の4町への割り振りについてですが、吉野町の建設業界から吉野町への割合があまりにも少ないという苦情がございました。

阿波市が誕生してから、はや20年を迎えております。この間、ケーブルテレビや認定こども園など様々な公共施設の整備や道路改良などの基盤整備が進められ、地域間の均衡ある発展及び市民の暮らしやすさ向上に大きく寄与してきたこと、まずはこれに対しては感謝を申し上げます。

その一方で、市民の皆さんからは最近では町によって整備の進み具合に差があるのではないかと聞いた声も耳にいたします。私も議員として市内を車で走っておりますと、他町に比べ私の地元の吉野町の道路整備は少し遅れている印象がございます。これらは地域ごとの地理的条件、既存施設の老朽化度合い、住民ニーズに対する影響もあると理解はするの

ですが、住民からは何となく私たちの町だけ後回しにされているのではという不安の声も上がっているのを耳にいたします。

そこで、お尋ねをいたします。

まず、過去3年間程度で結構ですので、市単独事業費の4町への割り振りについてお示しをください。

○議長（笠井安之君） 森友建設部長。

○建設部長（森友邦明君） 志政クラブ松村議員の代表質問の2問目、建設関係の市単独事業についての1点目、市単独事業費の4町への割り振りについて答弁させていただきます。

直近3か年の道路新設改良費について道路改良や舗装などの工事費の決算額は、令和4年度が約1億4,980万円、令和5年度が約1億4,930万円、令和6年度が約1億2,460万円となっており、平均で1億4,120万円程度で推移しております。

また、工事費を各町の割合で見た場合、先ほどの決算額の平均額約1億4,120万円に対し、直近3か年の平均決算額は阿波町約4,600万円で32.6%、市場町約4,200万円で29.7%、土成町約2,640万円で18.7%、吉野町については約2,680万円で19%となっております。

この配分については、本市の管理する市道の延長が約1,078キロメートルであるのに対し、各町の路線延長の割合として阿波町が35%、市場町が30%、土成町が20%、吉野町については約158キロメートルで15%となっていることから、本市が道路新設改良費の予算を積み上げる際は、各町の路線延長に応じた割合で配分することを基本としながら、道路パトロールによる道路の損傷状態の把握、地元からの要望については担当者の現地確認による優先度の設定、集中的な投資による機能の早期発現などを考慮しながら事業化しておりますので、年によっては一部で偏りが多くなる場合もございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいま部長より市単独事業費の4町への割り振りについて答弁をいただきました。

私は、各町でもう少しばらつきがあると感じておりましたが、路線の延長に応じ均等に配分していただいているようでございますので、これに対しては一定の理解をしたいと思います。

ここで、市長に再問として、市では今後の阿波市の公共事業について、これの基本方針をお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ松村議員の代表質問の2問目の再問、今後の阿波市の公共事業はについて答弁させていただきます。

本市におきましては、これまで道路拡幅事業を中心とした整備方針から転換して、限られた財源と人口減少、高齢化の進行を踏まえて、より効率的、効果的に道路管理を行う必要がございます。

今年度より維持管理課を設置しまして、建設課で取り組む工事とは別に、市内一円の道路舗装や排水施設の維持管理といった日常的な維持管理業務に対しましてスピード感を持って取り組むというような体制を整えました。

加えて、この新たな方針のもと、市民の皆様の利便性を高めるとともに、まずは安全・安心を実感できる道路環境の維持が何より重要だと考えております。

加えて、地域間のバランスを保つため、毎年度の予算編成時には地域別の事業配分を確認し、4町それぞれの特色を生かしながら均衡ある発展を図る方針でございます。

また、当現内閣で言うております責任ある積極財政ということでございまして、昨今の物価高騰、それと人件費、労務費の増加といったことで11月には国のほうへ数回、要望にも行きましたが、同じ100万円、1,000万円の予算でも、今年度と来年度と同じであれば、100メートル今年できた道が、来年度は70メートルしかできないよというような現実もございます。結果を重視ということでございまして、ここいらもいつまでも同じでなく変動していきますから、単年度収支ですか、よく言われております役所の予算というのは単年度収支でございまして家計簿を毎月つけるような感じでございますが、現内閣の申しております中期的に5年間の中でめり張りのついた執行ができたらということございまして、先ほど部長も申しましたように、年によっては4町に多少事業の内容によりましてばらつきがありますが、基本については先ほど部長の申しましたようなスタンスによりますが、こういったことで市民が主役のまちづくりということで、道路というのは阿波市のような地域では、車社会でございますので、特にいろんな事故等ないように、そして先ほども申しましたように安全・安心な道路行政ができるようにこれからも取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

以上、答弁とします。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） 阿波市は合併して一つになったといいましても、4町、町別に住民は不安を感じておられて、よく耳にするのが阿波町は議員が8人もおいでると、吉野町は3人しかおらんから割り振りが少なくなる違うんかとか、議員の力が弱いから、おまえらもっとしっかりせいよとか、そういうふうによく耳の痛いことを言われます。こういう中で、私たち3人でも頑張っていけないかと思っております。

今回は、建設部長より市内4町別の主要な道路建設事業費と配分、また事業を計画する際の基本的な考えについて答弁をいただきました。また、市長からは、工事によらず舗装などの補修が必要な場合は新設された維持管理課で市内一円、舗装等の手当てをしているとの答弁もいただきました。これには大変助かっているところでございます。

ただ、冒頭申し上げました地域間の均衡ある発展及び市民の暮らしやすさ向上について、建設事業はもちろんのこと、社会福祉や教育など様々な分野における今後のまちづくり計画や公共施設の統廃合計画の中で特定の地域に偏らないような配慮をする方策、さらには地域の要望を公平に反映させるための仕組みづくりが重要であると考えております。

市長につきましては、地域間調整の姿勢を示していただいて、こういうふうなできる限り調整をしていただけますようお願いを申し上げまして、この項の質問は終わります。

最後の質問に移ります。

重点支援地方交付金について、その中から物価高対策による重点支援地方交付金の使途について、例えば地方自治体に任されたときの市長の考えはということで質問をいたします。

まず、私としては、もしこういうことが起きた場合、以前好評であった阿波市の共通券とか商品券ですね、配布事業も再び考えてほしいというふうに思っておりますので、まずは市長の見解をお尋ねをいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ松村議員の代表質問の3問目の1点目、物価高騰対策による重点支援地方交付金の使途について、地方自治体に任されたときの市長の考え方について答弁をさせていただきます。

まず最初に、今年度の物価高騰対策として、現在までは国の地方創生臨時交付金を活用しながら住民税の非課税世帯など低所得世帯に対して1世帯当たり3万円の支給、また低所得者の独り親世帯、住民税非課税の子育て世帯に対しまして児童1人当たり2万円の支

給、さらには子育て世帯支援として小学校給食費支援事業や物価高騰の影響を特に受けた医療、介護、障害福祉サービス事業者等への支援事業、加えて水道料金の支援事業などを実施し、スピード感を持って市民や事業者の皆さんを支援させていただいたところでございます。

松村議員のご質問の今回の重点支援地方交付金につきましては、現在、国会が12月17日をもって57日間の日程を終えるということで、国の今年の当初予算が115兆5,000億円という過去最大の予算に加えて、18.3兆円の補正予算が出されております。

これも想定でございますが、まだ可決されておられませんので可決されたらのお話にはなるんですが、こういった中で特に二本柱として物価高騰対策それと先行投資ですね。先行投資の中には危機管理に関する部門も入っております。こういった中で、聞いておりますのは、情報を見てもと重点支援地方交付金が昨年度は6,000億円だったのが2兆円ということで、国の予算規模でいきましたら3倍を超えております。

この内容におきましても、いろんな今情報を得ているところによりまして、地方がその特色を生かして地方地方で使いやすいような交付金にしているということでございますが、議決もまだいただいてないので詳細な補助金要綱等がございませんので、そこいらは想像のところも入るんですが、もしこういったお金が配分されて、これ近いと思うんですけど、された際には重点支援地方交付金につきましては、議員もおっしゃられたように、市民全ての方に公平にできる事業を中心に阿波市として組み立てていきたいと、そういった中に商品券の配布事業などは入ってくるのではないかと考えております。

それとまた、どんな事業を組み合わせていくかということも多分県を通じて、また総務省のほうにも、内閣府になるかも分かりませんが、こういった作業を取りかかる段階といえますか、近々きますが、こういったことによりまして、また予算化して議会のほうにお願いする中で、阿波市の今市議会におきましては12月17日が閉会予定となっております。臨時国会の延長もあるかもしれませんが、同じ日となっておりますので早く予算して市議会の議決を、内容を説明していただきまして、執行して市民の皆さん方に配分することで地域の経済をよくしていくということを考えておりますので、その際にはタイミングを見ていろんな臨時会等々も招集させていただく場合もございますが、ぜひご協力のほどお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいま市長より答弁をいただきました。

農業立市である阿波市では、おこめ券という言葉自体もあんまりなじまんと思いますので、いろんな何でも使える商品券とか、そういうこともお考えいただいて、また議会にも説明していただき、国もとにかく先々地方自治体に投げかけてくるわけですね、とにかく先行して決めよってくれとかね、そういうことも耳に入っておりますので。

ぜひとも市民全体に行き渡るような有意義なことに活用していただきたいということを申し上げまして、今回私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで志政クラブ松村幸治君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波みらい榎原浩二君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） 阿波みらいを代表いたしまして榎原浩二、質問させていただきます。

市長には、この間、徳島新聞に出てたように大きなハードルを超えられて、また前進していただいたことに対して阿波みらいを代表してどんどん前に進んで行きたいという思いであります。

今回、財源ということに着目しまして、入りと出っというのがありまして、入があったら出があるんですが、何をするにしてもお金というものは大事でありまして、財源がないのにあれしてこれしてくれって言ってもお金がなかったら何もできないんです。

今回、代表質問では財源の確保と企業誘致とふるさと納税の今年度までの推移等について伺いいたします。

ふるさと納税制度は、納税者が自らの意思で寄附先を選ぶことで納税者が納めるべき税金の使い道を自ら選択できるという理念に基づき、都市と地方の税収の偏在是正や地方公共団体の競争を通じて地方創生に資する目的で導入されました。この制度は、開始から現在に至るまで大きな発展を遂げています。総務省が7月31日に発表したふるさと納税に関する現況調査、令和7年度の分ですが、ふるさと納税の受入額は2023年度に初めて

1兆円を超え、2024年度には1兆2,227億円に達し、5年連続で過去最高を更新しています。利用者数も1,079万に達し、こちらも過去最高を記録。増加基調が継続しております。

阿波市においても、少子・高齢化及び人口減少問題への対策や老朽化する公共インフラ整備など、今後も多額の予算を要する行政事業の中にあっても持続可能な阿波市へ向けた健全な財政運営に取り組むことが肝要であると考えます。

経費の削減も必要ですが、財源確保の観点から平成20年度税制改正により導入されたふるさと納税制度が本市の健全財政に寄与する有効な手段であると考えます。

そこで、この重要な制度について本市のふるさと納税の今年度までの推移について坂東理事、ご答弁お願いできますか。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 阿波みらい樫原浩二議員の代表質問1問目、財源の確保と企業誘致についての1点目、ふるさと納税の今年度までの推移について答弁をさせていただきます。

本市では、ふるさとへの思いをお持ちの方やまちづくりに共感していただける方からふるさと納税として寄附を募り、頂いた寄附金を各種事業に活用しております。

ふるさと納税制度が創設された平成20年度の寄附受入額は130万円であり、平成27年度まではおおむね年間200万円程度で推移しておりましたが、平成27年の税制改正により制度が拡充された結果、平成28年度の寄附受入額は5,679万円と大幅に増加いたしました。

令和4年度には、本市にサテライトオフィスを置く株式会社パンクチュアルに業務を委託し、新たな返礼品の企画や事業者の開拓を進め1年間に約300商品を増やした結果、令和4年度の寄附受入額は約9,280万円となりました。さらに、令和5年度には約250商品、令和6年度には約400商品の返礼品を追加した結果、令和5年度は過去最高となる約1億6,216万円、令和6年度はこれを更新し約2億1,092万円となっております。今年度の返礼品数は11月末現在で1,113商品となっており、季節に応じて約600商品をポータルサイトに掲載しております。寄附受入額は10月末時点で約1億3,474万円であり、令和6年度実績を上回る見込みで推移しております。

今後につきましても、引き続き自主財源の確保に向けてふるさと納税制度を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原浩二君。

○2番（檜原浩二君） ありがとうございます。

この間、タイミングよく吉野川市の議員の藤原議員と近久議員とで、パンクチュアルの今の経営者の方と思うんですが、須崎市のほうに視察に一緒に行かさせていただいて聞かせていただいたんですけど、あそこのほうは規模がでか過ぎて阿波市のほうには当てはまらないかと思うんですけど。海がないんでね、阿波市には。海がなかったらふるさと納税のお金はなかなか入ってこないんでありまして。これはいいんですけど、須崎市のほうは。

次、行きます。

新年度からの増収対策についてお伺いいたします。

我が国では、人口減少、少子・高齢化が進行する中、歴史的な円安や約30年ぶりに直面する物価上昇など新たな局面を迎え、デフレからの脱却と経済の好循環を実現するため様々な施策に取り組んでいます。

阿波市においては、近年増大する社会保障費や物価高騰による影響それから激甚化する災害への対応など歳出が増加している一方で、少子・高齢化や若い世代の転出超過が続いており、中・長期的には人口減少による市税収入の先細りが懸念されております。

持続可能な市政運営を行っていくには、事務事業の見直しや経費削減、歳出の重点化はもちろんのこと歳入の確保は欠かすことのできない大きな課題であり、財政の硬直化を避け、安定的な行政サービスを続けるためにさらなる歳入増に向けた取組が急務となっております。

そこで、再問いたします。

新年度からの増収対策について今後どのように取り組んでいくのか、町田市長にお伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 阿波みらい檜原浩二議員の代表質問の1問目、財源の確保と企業誘致についての再問、新年度からの増収対策について答弁させていただきます。

今までも答弁させていただきましたが、本市では平成17年の合併以降、ケーブルテレビの整備事業や本庁舎西隣にあるアエルワの建設事業などに合併特例債を利用して市民の皆様のために活用してまいりました。その発行期限も今年度で終わりということで、持続

可能な行財政運営を目指しまして、令和7年4月よりスタートした行財政改革推進プラン2025に基づいて市有財産の貸付けや市税等の徴収体制強化、企業立地など自主財源の確保に取り組んでいるところでございます。

ここで私も、10月の中旬に国に要望に行った際に、総務省と県選出の国会議員の助言をもらいまして日曜日を利用いたしまして岐阜県の飛騨市というところに行ってみりました。新神戸や新大阪から名古屋までは1時間で行けます。名古屋から、飛行機もないので交通機関、特急といいながらこの倍ぐらい、高山を通り越して行って、飛騨市っていうところがあるんですね。飛騨市の人口は2万1,000人でございます。

こういった中で、都竹市長という方は岐阜県庁のOBの方でございまして、飛騨市におきまして令和5年度、6年度につきましては20億円から15億円のふるさと納税が、2万1,000人の人口であるという中で、ふるさと納税っていうのを振り返ってみますと、阿波市におきまして、先ほど理事も申しましたように県下の市町村で、県も含めて、県は1億2,000万円ぐらいのふるさと納税で阿波市のほうが多いわけですが、これを合わせたら阿波市は県下で5位ということで、2億1,000万円ということで県と合わせて43億円、これは全国でテールエンドというか、一番最下位でございます。こういった中で、ふるさと納税を見ても国といろいろ裁判しました泉佐野市におきましては令和6年度で181億円のふるさと納税がございまして。

話がばらばらになるんですけど、飛騨市におきましてふるさと納税の15億円、20億円をいろんなものに利用してまちづくりをやっているということでございまして、ふるさと納税にかなり歳入の増加をするポイントがあるんじゃないかなろうかと。

なぜ、飛騨市へ行ったかといいますと、飛騨市におきましては飛騨高山大学っていうのが、もちろん市が建てるのではないんですけど今建設されようとしております。そして、学長として宮田さんといまして、news zeroにも出ておりますが、慶應大学の医学部の宮田先生、そこを設計するのは藤本壮介さんといまして関西万博の大屋根リングを設定した日本で有数の建築家ということで、この両名ともが岐阜県出身ということで、大学におきましては1回生のときは岐阜県の中で勉強を学びまして、2年生からはいろんな分野におきまして今集まっているのが16か所、全国に散って自分の得意な分野を磨いていくと、こういうようなことを聞くことに行ってみましたが、何が言いたいかといいますと、令和8年度からはパンクチュアルの協力によりまして、阿波市も県下5位のところまでふるさと納税が伸びてきたんですが、そういったノウハウを参考にふ

るさと納税の増収の仕組みをつくる、もちろん職員だけではできんですが、官民連携の体制を新年度強化してふるさと納税を増やしていきたいというように思っております。

こういった中で、単位が違いますので、そしてまたこれも余談になるんですけど、たばこを喫煙している方も多いと思います。ふるさと納税の全国の合計額は1兆2,000億円ぐらいなんです。たばこが2兆1,000億円ぐらいということで、たばこの6割が税金なんです。2兆1,000億円の半分の1兆1,000億円ぐらいを国が使うと。残りの1兆円が県とか市町村に配ると言いながらほとんど市町村のもんですけど、令和6年には阿波市もたばこ税として2億3,000万円ぐらい入ってきております。こういったことで、たばこ税の半分に達するような1兆円を超えるふるさと納税の増加っていうのに強化していきたいということを考えております。

加えて、先ほど樫原浩二議員も言いましたように入りを量って出を制すということがございますが、入りを増やしていくというところに、繰り返しになるんですけど、組織の仕組みを官民連携して特に強化していきたいというように思っております。

このような自主財源の増加を図る取組に加えまして、新ごみ処理施設や道路整備などに係る国庫補助金や交付金をはじめとした特定財源の確保にも積極的に取り組んでまいりたいと考えておりまして、時期を捉えて国や県にもしっかりと要望活動をしていきたいと思っております。

こういった中で、このようなヒントが浮かんでくる場合もありますので、このたび非常に参考になったと思っております。

このように歳入歳出の両面から財源を確保しながら、10年後、20年後先の将来を見据え、次の世代に負担を残さず健全で安心な持続可能な行財政運営ができるようにしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(15番 松村幸治君 退場 午前11時07分)

○議長（笠井安之君） 樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） ありがとうございました。

ふるさと納税に対しての市長の熱い思いをお聞きしました。

先ほどの、中途半端になったんですけど、この間、須崎市に行ったんは、ふるさと納税のことでお聞きしに行ったんですけど、そこで一点、私ちょいちょい行くんですけど愛南町っちゅうんがありまして、愛媛県の宇和島の南のほうです。そこに行ったときに、ホー

ムページを見たら愛南町と阿波市がよく似とるんです、納税額が。4年前ですけどね。4年前に愛南町が2020年、四、五年前、ほのときに2億円ぐらいあったんですよ。2億300万円。ほれが4年後には26億円ぐらい伸びると。阿波市やって伸び代があるってことなんですよ。いくら海がないといってもほかのいろんな農産物もあるし、いろんな工業の会社もありますから、そんなものをパンクチュアルさんにどんどん宣伝していただいて税収アップにつなげていただきたいなと思います。

次に、地域振興のための企業誘致の推進についての考え方をお聞きします。

企業誘致は、自治体や地方に経済的な活性化と社会的な効果をもたらす極めて重要な施策と考えています。企業誘致の最大の効果は雇用の創出と税収の増加です。進出企業による新たな事業所は、地域住民に対する雇用機会を生み出し、特に若年層のUIターンや定着を促します。これにより従業員から徴収される個人住民税が増加すると同時に、企業が納める法人住民税や建設、取得した建物や設備に係る固定資産税も増加するため、自治体の財政基盤が強化されます。

さらに、雇用された従業員の所得が地域内で消費されることで飲食店や小売店などの地域内消費が拡大し、地域経済全体に好循環経済波及効果を生み出します。

本市の地域振興を実効あるものとするためには、地場産業の底上げと並行した戦略的な企業誘致の推進が不可欠と考えます。これまで本市は、製造業を中心とした誘致や既存企業の増設支援により一定の成果を上げ、また近年は大型商業施設運営企業との連携協定締結など新たな分野の開拓にも着手されています。

加えて、スマートインターチェンジの整備が見込まれる中、広域交通アクセスの改善をもたらす波及効果を最大化する準備を早期に具体化することが求められています。

そこで、再々問として、市の地域振興のための企業誘致の推進についての考え方を町田市長に再々問いたします。

(15番 松村幸治君 入場 午前11時11分)

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 阿波みらい樫原浩二議員の代表質問の再々問、地域振興のための企業誘致の推進についての考え方について答弁をさせていただきます。

本市最大の重要課題の一つである人口減少問題の克服と持続可能なまちづくりの実現に向け、これまで全庁的な体制のもと、積極的に企業誘致に取り組んでまいりました。樫原浩二議員も言われましたように、企業誘致は雇用の創出をはじめ、若者の定住促進、地域

経済の活性化、さらには税収の拡大による自主財源の確保など様々な多岐にわたる相乗効果がございます。そして、本市の発展に大きく寄与するものと考えております。

そして、本市の取組の特徴としましては、オーダーメイド型による企業誘致を現在推進しており、多様化する企業ニーズに応じ最適地の提案をはじめ、土地に関する法令、規制の整理、許認可手続の支援や関係機関との調整、さらに道路、給排水といった周辺インフラ整備まで、検討段階から操業までの全工程をワンストップでサポートしております。

こうした取組が実を結び、直近の5年間では操業予定を含めると株式会社ヨコタコーポレーションや株式会社トライアルカンパニーをはじめ新設、増設合わせて12の事業所の立地が実現しており、これらの投資固定資産総額は156億円に達し、配置予定の従業員数については400人を超えるなど、先ほど申しました大きな効果を生み出しているところでございます。

一方、こうしたオーダーメイド型による企業誘致は近年順調に推移しているところではございますが、その推進には候補地の確保はもとより企業動向の的確な把握や、高いレベルでの提案力、交渉力が必要となりますので、今後はさらなるノウハウの蓄積に努めるとともに、昨年9月に企業誘致の促進については地域経済の発展を共に目指し、企業誘致の推進に関する連携協定を締結しております株式会社阿波銀行様をはじめ多くの関係企業、関係機関との連携を一層強化しながら、より強力に企業誘致を推進してまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） ありがとうございました。

財源確保に向けて市一丸となって頑張っていきましょう、市民の幸せにつながりますので。ありがとうございました。

次は、学校教育問題について触れさせていただきます。

阿波市でも義務教育の中では児童がおられて、生徒さんがおられて、あとそれを教えていただける学校の教育者の方がおられてこの中で勉強されておるんですが、私は生徒さんがおって先生がおると、先生がおって生徒がおるんだと。今の国、県、各自治体がありますが、生徒、子どもさんをメインで考えられている施策に十分になっていると思います。

ここで、私この間また、いいタイミングで吉野川市の市議会議員の藤原さんと近久さんとで香美市に行ってきたんですよ。ここが今、いろいろ学校問題の解決の分で先進的なモ

デル事業になっているということで行かさせていただいて大変勉強になりました。

今回、質問で出しているのが、本市における病気休職者の現状と教職員のメンタルヘルスの維持のため、長時間労働や業務負担の軽減に向けた取組についてということです。

始めます。

現在、教育現場では教職員のメンタルヘルスの不調が深刻な問題となっており、精神疾患による休職者の増加や長時間労働の常態化が報告されています。特に、日本の教員の勤務時間は国際的に見ても長く、2024年のOECD経済協力開発機構が実施している国際教育指導環境調査によると、小学校で週52.1時間、中学校では55.1時間と、参加国の中でも最長水準にあることが明らかになりました。こうした過重な労働環境は、教職員の心身の健康を損なうだけではなく、教育の質にも大きな影響を及ぼすと考えられます。教職員が心身ともに健康であることは、子どもたちにとって安心できる学習環境を提供し質の高い教育を実現するために不可欠であります。逆に、教職員が疲弊している状態では授業の質や子どもの関わりに支障を来し、学習意欲や学校生活への満足度にも悪影響を及ぼす可能性があります。

学校の先生方も安心して働き続け、子どもたちによりよい教育を届けたいという思いや願いを持って日々の教育活動に励んでいます。教職員のその思いや願いを支えるためには働き方の見直し、周囲が声を掛け合う職場の雰囲気、メンタルヘルスの不調を相談しやすい制度の充実が求められてくると強く感じています。

文部科学省も教職員のメンタルヘルスは教育の質の維持向上に不可欠であると位置づけており、各自治体でも様々な支援策が講じられております。例えば、この間香美市に行かせていただいたんですが、その当時の教育長が令和4年度に、学校の中と教育委員会のほうでもいろんな問題、保護者等から過剰な要求とか理不尽な苦情とかいろいろ来て対応がほぼできなくなってきた、そこでそのときの香美市の教育長がこういうふうな学校問題を解決をするというふんをつくりたいということで始まりまして、令和5年度に視察に行きまして、令和6年度から香美市単独でもやろうかという雰囲気だったんですが、たまたまそのときに文部科学省から行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業っていうのがありまして、全国から応募した市町があると思うんですが、徳島でいうたら徳島市がそれに参加しておるんですが、いろいろ授業内容も文科省のことやけんいっぱいできとんですよ、これこれあれせい、これせいというて。市町村教育委員会と学校管理職OBなどいっぱい書いとんですよ。これで年間400万円です。薄っい薄っい予

算をつけとんです。これでいっぱいせいっていったってできない、できるはずないんですよ。結局は市のほうの一財を出さなあかないんですが、令和6年度はモデル事業なんで10分の10、令和7年度で10分の10、令和8年度ははや削ってきとんですよ、国3分の1にしとんです。県が3分の1、行政、市が3分の1。こういったことで私は教育のほうにはほんまにお金がつかないと思います。

それで、今回視察に行きまして思ったのが、学校などに対して常識の範囲を超えた過剰な要求、理不尽な苦情などから教職員の精神的負担、過度なストレスを抱え精神的な不調を来すケースがあり教育現場の深刻な課題となっております。

香美市に視察に行き現場の統括監、この方は元校長先生とおっしゃってました、今学校で起こっているリアルな話をお聞きしました。ここでは言えないこともたくさんあったのですが、大きく考えれば教職員は相当疲れています。それと、ほぼ若手の教職員には居場所がないんです、若手の教職員は。何でかといいますと、私は高知に行ったんですが、高知の場合は県外から就職されとる教員の方が多いらしいんです。血縁地縁がないらしいんです。ということは、学校ですから校長先生からとか言われて、おい部活持てよと言われるんです、若い人は特に。したこともない、昔はテニスをしよったけど今回は野球せえよとか。せなしゃあないです、上から言われたら。それで、結局どんどんどん悩んでいくんです、先生方が。若い先生です、40、50になってきたらベテランですから大丈夫ですけどね。相談する相手がいないんです。学校の教員は。いないんです。直属の上司に言っても、自分の学校の中ですから。基本悩んでいる先生というのは真面目な人が多いらしいんです、すごく。真面目な人がそういったことでいろいろとストレスを感じているということですね。なおかつ、今の時代、保護者、児童・生徒との連絡はLINEとかSNSを使って連絡網は取られると思います。そのことから、一部の教員の方は24時間365日と言え大げさかもしれませんが対応しないといけないと。ましてや、既読なんかつけて返信しなかったら大変になると思うんです、この頃この時代。私もあんまり言い過ぎたらいかんのやけど。これが今の教育現場であると。

それと、もう一点、これも足しときたいんですが、部活をしている教師などは大変だと思います、本当に。放課後は部活の練習、土日祭日は試合、ほぼこれボランティアで行ってます。ゼロではありません、ほぼボランティア。ほぼボランティアなんです、事故、事件があったときには責任はついてくるんです、責任は。事件、事故があったらその先生に責任は負わされるんです。新聞に載っています。責任を負わされています。謝っています

よ、先生方が。かわいそうになっていうか、私はそう思うんですが。それと、家族のいる先生方は、休みの日にも部活の指導等があつて遊びにも行けない。ましてや子どもさんのいる学校の先生は、自分の子どもの参観日にもなかなか行けない。なおかつ運動会もです。土日も遊びに行けない。そのようなことを改善していかなければ先生がもたないんです、先生が。もちろんメンタルもやられてしまいます。教員の先生方が健康でないといい教育現場はつukれないと思いますし、第1余裕がなくなる。あまり追い込まないでいただきたい。

私は、子どもに特化した施策は十分に浸透していると思います。今までも、いろんなの配ってきましたけど、私が子どもの頃は別に何の施策っていうか別に何もなかったと思うんですが、今の子どもさんは、阿波市にいたら入学したらランドセルをあげます、教育費無償化です、御飯も無償ですよと。あらゆるものが無償になつとんです、今現状は。しかしながら、先生方のほうの予算はほぼほぼつかない。

そういったことで、香美市では先生方の学校サポートチームが設置されました。この学校サポートチームをつくったんです、そのときの教育長が。そのときの一番の問題が、保護者とのトラブル等によってメンタルを痛め、退職や病気、病休に追い込まれる教職員を絶対に一人として出さない、これが一番やったらしいんです。それと、新規採用者、教職経験も少ない若年教職員が保護者対応等に苦慮し、病休や離職といったことにならないように学校へのサポーを続けていると。そういったことで、非常に大変だということを言わせていただいたんですが。このような背景を踏まえると、本市においても教育の質の向上のためには教職員のメンタルヘルス対策は急務であると言えます。

そこで、高田教育長にお尋ねします。

本市における病気休職者の現状と教職員のメンタルヘルスの維持のため、長時間勤務や業務負担の軽減に向けた取組についてお聞かせください。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 阿波みらい樫原浩二議員の代表質問の2問目、学校の教職員の現状と課題について、本市における病気休職者の現状と教職員のメンタルヘルスの維持のため、長時間勤務や業務負担の軽減に向けた取組についてお答えさせていただきます。

教職員が元気であつてこそ、よりよい教育が提供できます。このことに視点を当てたご質問をいただきました。先生方のためにも現状と取組についてしっかりと答弁させていただきます。

議員お話しのとおり、近年全国の教職員のメンタルヘルスの不調が深刻化しております。

令和6年度の教職員の病気休職者数はまだ公表されておられません。そこで、令和5年度で申し上げますと、教職員の精神疾患による病気休職者が過去最多の7,119人となり、3年連続で増加しております。これは民間企業と比較しても高い水準であり、教育現場の過重労働や人間関係のストレスが背景にあるとされております。

本市における令和7年度の教職員の病気休職者は何名かありますが、精神疾患による休職者はありません。しかしながら、先ほどからお話がありましたように、児童・生徒への指導やそれに伴う保護者へのより丁寧な対応が求められていること、また中学校における休日の部活動指導や事務的な業務が増えたこと、さらに休職する教職員の代わりとなる補充者の配置が難しいなどの課題があります。そのようなことから教職員の勤務時間や業務負担が増加している状況にあります。

このような現状を受けまして、本市では令和6年度に徳島県教育委員会から示された、とくしまの学校における働き方改革プラン（第3期）に基づき、タイムマネジメントの徹底、業務改善のさらなる推進、外部人材の積極的活用、部活動の適正化、この4つの視点から教職員の働きやすさと働きがいを実感できる環境づくりに取り組んでいるところで

す。

具体的には、学校業務支援システムを活用した公簿である出席簿や指導要録のデジタル化に加え、出退勤システムを活用した勤務時間の見える化及び授業時数や学校行事の見直し、さらには中学校における留守番電話機能を使った時間外電話対応の導入。また、人的な支援といたしましては、国の事業を活用したスクール・サポート・スタッフの配置や、また阿波市の市単独の事業である学力向上推進講師の配置、部活動指導員や外部指導者の配置の拡充やスクールロイヤーの活用事業等、県教育委員会が実施する外部の専門家等による学校支援事業を各校へ周知するなどの方策を講じ、教職員の勤務時間、長時間勤務や業務負担の軽減を図っておるところでございます。

今後も、国や県の方針に基づき、教職員の声にしっかりと耳を傾けながらメンタルヘルスの維持に向けた、より実効性のある対応策を講じていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） ご答弁ありがとうございました。

先ほどの香美市のことなんですがもう一度言わせてもらいたいんですけど、このサポートチーム以外に専門家チームというのもありまして、弁護士、医師、小児科医で、学識経験者、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、警察のOB、OG、こういった方も入っての対応もあるということなんです。よくあるモンスターペアレ何とか、とかというものもありますよね。そういったものがすごく来て、学校の教育委員会、学校の中では対応できないというときには、こういった専門分野を雇い入れて話を聞いて対応すると。今は学校教育の現場はそういうふうになっているんです、今現状が。なぜかというたら少子化の影響もあるんです、少子化の影響。少ない子どもさんの中で自分の子どもだけということもあると思うんです。そういったことで、どんどんどんどん学校に対しての要望が強くなっていく。自分の子どもは、自分の子どもはっていうんがどんどん膨れていくんです。そこを度が過ぎてしまったら対応できないからこういった専門家チーム、大阪府とかは最初から弁護士に振るらしいですけど、そういったことも今後は、徳島県のほうも考えていくべきだとは思いますが。

教職員の精神疾患による休職者が過去最多を更新し続けている状況は、教育現場の深刻さを物語っています。本市が働き方改革プラン第3期に基づき、タイムマネジメントの徹底や業務改善、外部人材の活用など具体的な取組を進めておられていることが確認できました。今後はこれらの施策が実際にどれだけ効果を上げているのか、現場の負担軽減につながっているのかをしっかりと検証していただくことが重要です。これからも、教員の声を聞き改善を重ねながらPDC Aサイクル、Pはプラン、Dは実行、Cは評価、Aは改善を回していく姿勢を貫いていただきたいと思います。

教員が働きやすさと働きがいを実感できる環境づくりを推進することが、結果として子どもたちにとっても質の高い教育が提供されることにつながります。教育長には、これからも阿波市の子どもたちの未来のために、先生方が健康でやりがいを持って働ける環境づくりの充実を引き続きお願いし、温かく見守られるその子どもたち一人一人に輝く未来が訪れ、郷土阿波市をよりよく拓く人材を育てていただけるようお願いして、私の今回の阿波みらい代表質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで阿波みらい榎原浩二君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11時36分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき藤本功男君の代表質問を許可いたします。

藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 議席番号10番藤本功男です。今回は、はばたきを代表して質問いたします。

今回の私の質問は、学校教育について、行政のデジタル化について、相続登記の義務化の効果について、以上3点でございます。

この夏、振り返りましょうか。振り返らなくても、もうとにかく暑くて暑くてというのは共通の肌感覚でありましたが、さて、この夏の異常、穴吹では、8月6日に史上最高の39.5度を記録したと。さらに、3日から4日まで連続39度以上だったというふうな報道がありました。ここ近いですので、よく似た感じだったでしょうか。徳島県でも熱中症警戒アラート情報が頻繁に発令というか出されておりましたが、この熱中症警戒アラートというのは、暑さ指数という数字でいうと33以上、これは気温と湿度と輻射熱みたいなものも含めての指数ということなんですけど。これはいわゆる暑さ指数を測る計測器があります。（パネルを示す）各学校がそれぞれ設置しているということです。環境省、文科省のガイドラインに乗っかりながら、市教委からの指導も入れて、学校はこの計測器を、基本屋外です、太陽が直接当たるところ、1.1メートル以上の場所に置いて計測をするということなんですけども、一応この指数が31を超えると運動は原則中止ということで、運動もしない、外遊びも中止というふうに子どもたちには指導をしていると聞いております。このような状況の中、子どもたちを取り巻く学びの環境はかつてない厳しい状況に今なっていると。今申しましたように、体育館で授業ができない、プールで水泳ができない日がある、運動場などでの遊びも禁止等々、暑さの影響は想像以上であるということとであります。

そこで、質問をします。

暑さ対策で、教室外の子どもの学習をどのように改善していくのかお尋ねをいたします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） はばたき藤本議員の代表質問の1問目、学校教育についての1点目、暑さ対策で、教室外での子どもの学習をどのように改善していくのかについて答弁

させていただきます。

近年の猛暑により、本市においても児童・生徒が教室外で学習する際の安全確保と学習環境の改善が大きな課題となっております。議員お話しのとおり、運動場や屋外での活動、また空調設備が整っていない屋内運動場では熱中症のリスクが高まることから、児童・生徒の安全を最優先に考えた対策は必要であると認識しております。

まず、市内の小・中学校においては、徳島県教育委員会により示されております学校における熱中症対策ガイドラインに基づき、活動の中止や内容の変更を行っております。また、暑さが厳しい時期には体育館や屋外学習を朝夕の涼しい時間帯へ移行する、儀式的行事や集会をオンラインで実施するなど、無理のない教育活動を行うよう学校に働きかけております。加えて、近年は8月下旬でもまだ残暑が厳しく、夏季休業日の延長についても現在検討しております。また、屋内運動場は児童・生徒の学習活動の場であると同時に、災害時には市民の皆様の避難所として重要な役割を担っております。こうしたことから、健全な学習環境の確保と避難所として活用される屋内運動場の環境改善強化を図ることを目的として、中学校屋内運動場への空調機器整備を順次進めてまいりたいと考えております。今後も、学校の実情を踏まえながら暑さ対策を計画的に進め、児童・生徒が安全に、安心して学習できる環境づくりにしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 屋内の体育館の空調設備については、9月議会でも二、三の議員から質問があって、概略についてのお答えをいただきました。今年度調査を進めて、来年度以降計画的に整備を進めていくと聞いております。今教育長の答弁にもありましたが、まずは中学校というお答えがありました。ただ、小学校という言葉がなかったし、小学校はどないなるんだろうかと大変気になるところであります。この状況でいけば、小学校が数年待ちになるのではないかなというふうな危惧もしております。

学校が避難所に指定されている関係で、市のほうからスポットクーラー、これを各学校に5台ずつ配備をしていただいております。（パネルを示す）これがスポットクーラーであります。ただ、名前のごとくスポット、部分的にしか冷たい空気が当たらないというのと、大変大きな課題、問題は、5台は配備してくれてるんですけど、一般の小学校、中学校の体育館の電気容量からいきますと2台しか使えないということです。各学校、これにプラス扇風機を使って、ちょっとでも体育館を冷やそうとしておりますが、ほとんど効果

は限定的だと、こういうふう聞いております。今年のような暑さは異例は異例なんですけども、教育長、9月に入っても体育館が使えませんという声を聞きました。もう暑くて暑くてどないにかしてほしい、切実な現場の声を聞いております。

プールですけども、プールも暑い。プールのほうは、水温と気温を合わせて65度を超えると一応使わないというふうな指針があるようではありますが、各学校水を入れ足したり、あるいは遮蔽ネット、これによって日陰を作ったりしている学校もあると聞いております。が、なかなか厳しいと。それから、この夏休みに暑さや衛生面での対応で一度もプールを開放できなかった小学校があると、こんなことも聞いております。運動場についても先ほどお話がありましたが、活動や遊びも満足にできない気象条件が今年は続きました。異常は異常なんですけど、市長、教育長、子どもたちにとってみたら遊べない、運動ができない、活動ができないという状況ですので、とにかく何か打開策を、一手を打たなきゃいけないというのが現状ではないかなと思っております。

夏休みのことについて、少し触れていただきました。これを今後延長する、検討を行うということで、阿波市の夏休みは以前に授業時数の確保という目的のもとに、1週間ほど早めた経緯もありました。しかし、こういう状況の中で2学期の開始時期をいつにするのか、あるいは授業時数の変更や授業の短縮など、子どもたちの健康と学びの保障をどうしていくのかというこの課題を今後るる検討されるとは思いますが、なかなか即効果というのは難しいかとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、学校のGIGAスクール構想の更新手続が完了して、現在学びの環境が変わってきているというふうに議会でも説明をいただきましたが、そこで、再問として、2学期からの新しいソフトや端末の導入でICT環境がどのように変化しているのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） はばたき藤本議員の代表質問の1問目、学校教育についての再問、2学期からの新しいソフトや端末の導入でICT教育はどのように変化しているのかについて答弁させていただきます。

議員のお話のとおり、本市ではGIGAスクール構想第2期として県内でもいち早く新しいタブレット端末を整備し、2学期から市内の全ての小・中学校においてその活用が進んでおります。新しいタブレット端末が整備されたことにより、起動時間の短縮、不具合の解消といった操作性が大きく改善され、子どもたちは、本来の学習活動に集中して取り

組むことができいております。

さらに、今回のタブレット端末に導入した新しい学習アプリの活用も進んでおります。A I機能を搭載したドリルアプリは、児童・生徒の解答履歴に基づき、A Iが一人一人の得意な問題と苦手な問題を判断し、最適な難易度と出題の種類を自動で選択し提示します。このアプリを活用することにより、子どもたちは個別最適な学習環境のもとで基礎基本の定着を確実に図りながら、つまづきを早期に解消することができます。一方、教員もA Iが収集したデータを活用することで、一人一人の児童・生徒に対応した学習指導ができるようになっていきます。

また、共同編集アプリを活用し、複数の児童・生徒が同時に一つの資料やドキュメントを編集、共有することもできるようになっております。授業では、子どもたちがグループでの調査結果をリアルタイムで共有しフィードバックを行うことで、友達の意見を取り入れながら成果物を完成させるなど、協働的な学びの一層の充実を図られております。

今後は、I C T支援員等による事業支援や研修をより充実させ、児童・生徒一人一人の情報活用能力を育成するI C T教育の推進に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今回、9月から使っているものですが、子どもたちが使っている端末は、四国通建を通じて共同調達をしたHP社、ヒューレット・パカード社のものであって、基本ソフトはクロームOSであると理解をしております。前回課題となった起動時間や操作性がアップして、不具合なども大きく改善したと。また、導入した新しいアプリもA I機能や共同編集などができて、個別最適な学習環境に近づいていると答弁いただきました。これは大変うれしい変化であります。さらに、I C T支援員や業者のサポートもしっかりできておって、かゆいところに手が届く支援ができつつあると聞いております。子どもたちを取り巻くデジタル環境が目まぐるしく変化する状況の中で、今後ますます情報活用能力やいわゆるリテラシーの力が求められます。先手を打ちながら、今をそして未来を生き抜く力を育成していただきたいと思っております。

次に移ります。

教員の成り手不足が慢性化していると言われております。その原因を探ってみますと、長時間労働、保護者対応、生徒指導など幾つかの原因が考えられます。また、精神疾患など病気で休職する教員も増えているということでもあります。

そこで、再々問として、働きやすい職場づくりのためにどのような制度や環境を整えているのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） はばたき藤本議員の代表質問の1問目の再々問、働きやすい職場づくりのためにどのような制度や環境を整えているのかについて答弁させていただきます。

先ほどの榎原浩二議員への答弁とも重なるところがございますが、教職員の現状やまた今現在働き方改革のその推進の取組についてお話をさせていただきます。

近年、学校現場では、議員お話しのとおり、教職員の業務量の増加や児童・生徒への対応の複雑化に伴い、長時間勤務や精神的負担の大きさが課題となっております。こうした状況を踏まえ、本市におきましても教職員が働きやすい職場づくりに計画的に取り組んでおります。令和6年度に徳島県教育委員会から示されましたとくしまの学校における働き方改革プラン（第3期）に基づき、タイムマネジメントの徹底、業務改善のさらなる推進、外部人材の積極的活用、部活動の適正化、この4つの視点から教員の働きやすさと働きがいを実感できる環境づくりに取り組んでおります。具体的には、学校業務支援システムを活用した指導要録や出席簿等のデジタル化に加え、出退勤システムを活用した勤務時間の見える化及び授業時数や学校行事の見直し、さらには中学校における留守番電話機能を使った時間外電話対応の導入、人的な支援といたしましては、国の事業を活用いたしましたスクール・サポート・スタッフの配置や、市単独事業である学力向上推進講師の配置に加え、部活動指導員や外部指導者の配置の拡充等を実施し、教員の長時間勤務や業務の負担の軽減を図っております。

また、徳島県教育委員会が実施する外部の専門家等における学校支援事業を各校へ周知し、今年度は弁護士が法的側面から指導助言を行うスクールロイヤー活用事業、児童・生徒に関する事案について専門家と相談できる子どもCRT派遣事業を積極的に活用することにより、各校の諸課題の解決を図っております。今後とも、学校の実情を丁寧に把握しながら制度面、環境面の両面から改善を重ね、教職員が子どもたちの教育に専念できる職場づくりに努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 先ほどの榎原浩二議員もかなり重なる部分がありました。榎原

浩二議員、子どもや教職員の目線から、さらにほかの自治体にまで行って調べているということで、大変説得力があるものでありました。しかし、私の角度から少し。

働き方改革が言われて久しくなりますね。文科省が2019年に時間外勤務について月45時間、年間360時間以内のガイドラインを示したと思います。2018年に阿波市の小学校は約46時間、中学校は約92時間の時間外勤務をしていると以前に答弁をいただいたわけであります。それから以後、いろいろと改善されてきたと思いますが、学校にもよるとは思います。教育長、朝は早い、6時過ぎたらもう電気がついてる、夕方どこか夜本当の遅くまで電気がついてるような学校もあるようです。なかなか熱心に本当に子どもたちのためにと頑張っておいでますあれがよく伝わってきます。それから、表には出ない勤務時間、でもやっぱり家に持って帰って仕事をこなしている教員もたくさんおいでると思います。阿波市教育委員会からも、いろいろ事あるごとにまさに指導、対策、これを講じているとは思いますが。

先ほど、スクール・サポート・スタッフや学力向上推進講師の配置によってマンパワーも強めているという答弁もありました。しかし、この過度な負担を減らすには業務量の偏りや仕事量の見直し、ゆとりの時間と言いましょか、小学校は低学年に行くほど1週間で空き時間ってないんですよね。1日を見ても、仮に5時間子どもと向かい合います、1、2年生の先生が。ところが、空きてないんですよね。つまり、学校に行っただけで子どもたちと向かい合っているわけでありますね。中学校は若干空き時間が1時間、2時間あると聞いております。こういうふうなものが常態化してるということでもあります。答弁にもありましたが、業務量という意味ではデジタル化や時間外の電話対応、これも最近中学校は11月からですか、時間外の電話対応は共通してもう学校が対応しないというふうなことにしていこうということで動いてると。これも一歩前進なのかなと思います。

学校で苦慮することの一つに、先ほどもありましたが、保護者からの過剰な苦情や不当な要求といったものがあります。これについても、文科省は今年の9月にこの対応を学校以外が担うべき業務に位置づけました。これを受けて、先ほど樫原浩二議員も具体的なサポート制度をお話しされましたが、天理市でもスーパーバイザーと呼ばれる校長、園長の退職者や臨床心理士が交代で保護者からの相談を受けております。兵庫県川西市では、1999年度からオンブズパーソン制度といって、弁護士や児童福祉司の専門家と連携し解決を図っていると。先ほどのスクールロイヤー活用事業や子どもCRT派遣事業なども活

用できます。しかし、今後様々な観点からより働きやすい、特に先ほどもありましたが、心理面、ストレス、こういったものの解消にご尽力いただきたいと思います。

次に移ります。

国は今年度末をめどに自治体の業務システムの標準化を進めています。しかし、移行の時期や経費、技術の問題など、多くの自治体が壁にぶつかっているという報道があります。（パネルを示す）これは、デジタル庁が進める自治体の統一システムのイメージ図ということで、従来県も市も町も村もそれぞれ個別に業務システムというものを運営していたと。これを今回それぞれ別個ではなくて、国が指し示した統一システムに移行することで今年度末をめどに動いているという報道、それから全協でも説明をいただいたわけであります。

そこで、質問をいたします。

国が今年度末までに移行を進めている業務システムの標準化の目的、そしてその主な業務は何かについて市長にお尋ねいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき藤本議員の代表質問の2問目、行政のデジタル化についての1点目、国が今年度末までに移行を進めている業務システムの標準化の目的、そしてその主な業務は何かについて答弁をさせていただきます。

先ほど来、藤本議員のほうで言われましたように、国が本年度末までに全国の地方自治体に対し移行を義務化している業務システムの標準化は、地方自治体の行政運営を根底から支える極めて重要な取組であると考えております。令和7年度第1回阿波市議会定例会全員協議会におきまして、事業概要、予算措置、財政内訳、今後のスケジュールなど、ご説明をさせていただいたところでございます。

議員ご質問の、システムの標準化の目的の一つにコスト削減と行政運営の効率化が挙げられます。これまで、各地方自治体が個別にシステムを構築、カスタマイズ、運用してきた結果、国の制度改正などのたびに多大な改修費用や人的リソースが必要となっておりました。標準化後は国が定めた標準仕様になることから、個別システムとしての対応が不要になるため、そのための費用が削減されることとなります。さらに、市民サービスの利便性の向上として、システムの標準化の恩恵を全国どこに住んでいても均一で質の高い行政サービスを享受でき、国が地方自治体のデータ連携を行うことで手続の簡素化やデジタルを活用したサービスを迅速に展開することが可能となり、国民全体の利便性の向上につな

がります。

加えて、有事の際の行政需要の迅速な展開力と強靱性の確保としまして、標準化されたシステムは大規模災害や新たな感染症への対応など、緊急時の行政事業や国の制度改正への対応を迅速かつ柔軟に行うことが可能となります。また、ガバメントクラウドを活用することで強靱な基盤を確立することができ、巨大地震やサイバー攻撃などの有事の際にもシステムの安全性が担保できることから、安全で安心できる市民の暮らしや市民サービスを持続することが可能となります。

次に、標準化される主な業務についてでございますが、恒常的に自治体を使用している情報システムのうち、国が取り決めた標準仕様に合わせた業務の中で、市民生活に密接に関わる住民記録業務、税業務、福祉業務、就学業務、選挙業務などといった全20業務が対象となっております。そして、これらのシステムに係る経費について、国の触れ込みでは最初10分の10全てというような発言もあったようでございますが、これに対しましては、四国市長会、徳島県市長会、全国市長会のほうで、人口によってかなりシステム経費も違いますので、できるだけ自治体の一般財源が抑制できるような要望もしているところでございます。これら業務のシステムを確実に令和7年度末までに国の標準化基準に適合したシステムへ移行するため、今後におきましても、国及び県と連携して着実に準備また運用を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 丁寧にご答弁いただいて、目的や必要性がよく分かりました。

システム標準化の議論が本格化したのは、2015年ぐらいからのようであります。人口減、それから人手不足を見据えて、いかに自治体業務を持続可能なものにしていくのかという問題意識が深かったと。2020年には当時の菅政権であります。この政権の肝煎り政策として進め、その明くる年2021年には地方公共団体の情報システム標準化に関する法律ができて、法的な根拠を得た。同時に、推進官庁であるデジタル庁が発足して今日に至っていると。答弁でもありましたように、目的は業務の効率化、コスト削減、国民の利便性の向上にあるようであります。また、大規模災害や新たな感染症など有事への対応、ガバメントクラウドによって強靱なデジタル基盤ができてシステムの安全性が担保できるということでもありますので、この持続可能性に大きく貢献すると理解をしております。業務におきましては、今説明がありました。住民基本台帳をはじめとする20の業

務ということであります。

そこで、再問として、住民へのサービスや職員の業務にどのようなメリットをもたらすのか、また課題は何かについてお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） はばたき藤本議員の代表質問2問目、行政のデジタル化についての再問、住民へのサービスや職員の業務にどのようなメリットをもたらすのか、また課題は何かとのご質問に答弁をさせていただきます。

業務システムの標準化がもたらすメリットにつきましては、まずは住民の皆様へのサービスの質の向上と均一化が挙げられます。全国共通の標準仕様のシステムを利用することで、自治体間でのサービス水準が共通化され、特に転入、転出される住民の方々にとっては手続きが分かりやすくなり、自治体が変わっても戸惑うことなく円滑に手続きを完了できるようになるなど、手続き負担が大幅に軽減されます。また、システムの改修や更新が効率的に行えるようになるため、行政手続きのオンライン化やマイナンバーカードを利用したデジタルサービスへの迅速な対応が可能となり、住民の皆様の利便性の飛躍的な向上につながるものと考えております。

職員の業務へのメリットとしましては、業務の効率化が挙げられます。全国共通の操作性やマニュアルが普及することで、職員の異動に伴う新たなシステムへの習熟期間が短縮され、迅速に業務のノウハウを学ぶことができます。

次に、課題といたしましては、まず既存の業務プロセスとの調整が挙げられ、これまで各自治体が独自に築いてきた業務プロセスの慣行と国が定める標準仕様との間で、業務をいかに最適化し円滑に整合性を図っていくかという点でございます。このため、住民の皆様の利便性を損なうことなく、本市の実情に合わせた形で標準化を進めるための丁寧な準備と関係部署間での十分な調整が求められます。さらに、ランニングコストの課題がございます。新聞等でも報道されておりますように、全国の自治体で標準準拠システム移行後の運用コストの増大が顕在化しております。この問題に対して国では、見積り精査の支援等の対策を講じつつ、交付税で賄うなどの財政措置が前向きに検討されています。本市といたしましても、業務システムの標準化がもたらす最大のメリットを確実に享受できるよう、ガバメントクラウドをはじめとする各種のデジタル施策を今後も計画的、持続的に推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 皆さん、コロナ禍の10万円給付、覚えておいでますよね。たしか、国がコロナ禍で国民一人一人に10万円を配るということで進めていったわけですが、大変混乱をした記憶が残っております。国が金を出すから、自治体はできるだけスムーズにお金を住民に届けなさいとはいうものの、自治体のシステムは個々ばらばらでありましたし、当時マイナンバーカードの保有率も極めて低い。紙ベースで業務を進めた自治体は人手が足りない、処理も遅れる、そのことで住民からは怒られるし、住民の皆さんももう不満たらたら。当時地元紙でも何市ができた、何市ができていないと載りましたよね。何か踊らされたような気もしました。この教訓からも分かるように、オンライン申請の基盤が整わず標準化システムができていないと混乱をもたらすというのははっきりしているということでもあります。

答弁でもありましたが、住民にとってもいろいろな手続をする上において、サービス水準が共通化され、円滑に素早くできるということは利便性の向上につながると。また、自治体の職員にとっても、慣れるまでには一定の時間はかかるでしょうけども、業務プロセスが整理されデータ連携に効率的な業務ができれば、負担が減って、その分住民サービスへ時間を割くことが期待できます。

一方、課題のことについては先ほど移行の時期の問題、運用経費の問題、それからシステムを現状からこれに移す上での技術的な問題、こういったことで今各自治体からかなり不満の声が上がっているということでもあります。

そこで、再々問として、阿波市のシステム移行は順調に進んでいるのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） はばたき藤本議員の代表質問2問目、行政のデジタル化についての再々問、システム移行は順調に進んでいるのかとのご質問に答弁をさせていただきます。

本市の業務システム標準化は、国の示す方針に基づき、将来にわたる持続可能な行政サービスの提供と行政運営の効率化を図る上で極めて重要な取組と位置づけております。議員ご質問のシステム移行の進捗状況でございますが、現時点におきましては、国の全体計画に基づき、各部門との連携を密にしながら、スケジュール感を持ち段階的にシステムの移行を進めております。また、移行に伴うリスクや課題につきましても、その都度ベンダーや各部局間で十分な検討と対策を講じており、現時点で大きな遅れや問題は発生してお

りません。

システムの本稼働は、現段階では、戸籍を除く基幹系18業務は令和8年1月稼働を予定しており、戸籍、戸籍付票システムにつきましては、令和8年2月稼働に向けて着実に準備を進めているところでございます。今後におきましても、システムの安定稼働とセキュリティの確保を最優先とし、残りの業務システムの移行作業を確実に執行し、市民の皆様への利便性向上とより効率的な行政運営の実現を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） もともとこの自治体のシステムなんですけども、調べてみますと、1960年代から自治体独自に工夫や改善を重ねていながらシステムを構築してきた経緯があるということでもあります。ただ、こういうものってちょっと見直すにしてもすごい手間と時間がかかるので、なかなか職員だけでは対応できない、つまりベンダー、業者に依存せざるを得ないということでもあります。ここに来て、国が標準の仕様を示して統一すると言い出したものですから、一層ベンダーに頼らざるを得ないということのようです。コストも時間も予想以上にかかって、不満が渦巻いていると報道には出ています。3分の1以上の自治体が移行に間に合わないということでもあります。

今の答弁で、阿波市は順調に進んでいるということですね。国の計画に基づいて、各部門間の連携もできており、信頼できる業者ともしっかりつながっていて、段階的にシステム移行ができています。これを阿波市が関わっている大手の業者、ほぼ一社ということで、非常にそのつながりがやりやすいし信頼できるということを伺っております。経費について、先ほど市長も触れましたが、国から全面的な、地方財政的な支援がということで、総務省の資料によりますと、今年度までに移行に伴う自治体への補助に7,182億円費やし、補助の期間も2030年度まで延長するというようなことも出ておりました。

では、次に移ります。

私、一昨年9月議会で空き家の問題について質問をいたしました。きっかけは、空き家が放置され草木が伸び放題で近隣の人が困っている、その上、登記もきちんとできておらず、結局所有者、責任者にたどり着くことができなかった、どうしたらええんかというような問題でありましたが、その後相続登記が法律改正によって昨年の4月から義務化されました。これについては、阿部議員も質問された記憶があります。これによって、放置空き家の問題や全国で九州本島の面積に匹敵する所有者不明土地や耕作放棄地の問題が解

決に向けて少し前進するのではないかと期待をしました。

そこで、質問をします。

法改正による相続登記の義務化の目的と現状の変化についてお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） はばたき藤本議員の代表質問3問目、相続登記の義務化の効果についての1点目、法改正による相続登記の義務化の目的と現状の変化について答弁をさせていただきます。

近年、全国的に所有者不明の土地や建物が増加し、公共事業の遅延や不動産取引の停滞などの社会問題が生じていることから、法整備が進められ、令和6年4月1日より相続登記が義務化されました。この義務化により、相続人は原則として相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記または相続人申告登記を行う必要があり、違反した場合は10万円以下の過料の対象となります。従来相続登記は任意であり、未登記でも罰則はありませんでしたが、長期間放置された結果、全国的に所有者不明土地が拡大し、公共事業や不動産取引等に重大な影響を及ぼしている状況でございます。

本市におきましても、相続登記が未了の土地や空き家が増加傾向にあり、管理不全による景観悪化の懸念や公共事業に必要な用地取得に時間を要する事例が見られるなど、地域の活性化にも一定の影響が生じています。制度施行後の状況として、法務局からの登記済み通知書の発出が増加していると把握しており、空き家対策や土地の有効活用を進める上で本制度が相応の役割を果たしているものと認識しております。

一方で、複数の相続人が存在する場合には、合意形成や費用負担、手続の煩雑さ等から、登記が遅れる傾向が依然として見られます。こうした課題を踏まえつつ、制度の趣旨である所有者情報の適正な把握に引き続き取り組んでまいります。

具体的には、おくやみコーナーに来庁された方や相続登記に関する相談を受けた際には、制度の趣旨や手続の流れについて丁寧にご案内をしております。また、毎年度固定資産税納税通知書の送付時には、徳島地方法務局から依頼のあった相続登記義務化の案内チラシを同封するなど周知にも努めております。今後におきましても、周知、啓発活動を重視し、広報あわをはじめ、阿波市ホームページや公式LINE等の媒体を活用した情報提供並びに相談体制の充実を図りながら、地域の持続的な発展に資するよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今答弁でもありましたが、今まで相続登記が任意であったということで、相続人任せだったわけであります。特に、不利益を感じない、あるいは土地が安ければ売れないし、費用や手間もかかる。老朽空き家も撤去の費用、更地にしたときの税金対策など、様々な理由で放置されていたことが多かったということでありますが、しかしそのことによって、公共事業の遅れや不動産取引の停滞、景観悪化などいろんな社会問題が起きているということであります。これが、法律改正によって3年以内の手續の義務化、違反した場合は10万円以下の過料を科せられるということであります。

このグラフをご覧ください。（パネルを示す）これは、地方法務局から阿波市に送られてきたデータ、登録済み通知書件数の推移をデータをいただいて資料化しました。グラフ化しました。ちょっと小さいんですけども。令和3年、4年、5年、6年、7年と変化をしておりますが、去年の4月から義務化されたわけですが、一番下は住所、氏名等の変更の登記、2番目は一般的にいう相続と、合わせた数が一番上であります。令和3年が2,293とそんなに変わらず来て、令和6年が3,200、令和7年、見込みですが3,915というふうに登記が義務化されたことから若干右上がりに数字が上がっていると、こういうデータがここから読み取れるということであります。

法務省によりますと、昨年4月から今年の4月の1年間で例年の1.5倍の登記があったということです。しかし、依然として登記の手間、費用がネックになり放置しているケースが多い、複数相続人による合意がまとまらないことで登記が進まない、空き家、山林など価値の低いものは後回しにされるというふうなことで、なかなか登記が進まないという一面もあるようであります。来年4月からは、住所、氏名の変更登記についても義務化され罰則が科せられます。阿波市も、答弁にもありましたが、情報提供、相談体制を充実するという事なので、その効果が進むことを期待したいと思います。

次に、再問として、耕作放棄地対策などへの効果や影響についてお尋ねします。

（15番 松村幸治君 退場 午後1時54分）

○議長（笠井安之君） 伊坂農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（伊坂典恭君） はばたき藤本議員の代表質問の3問目、相続登記の義務化の効果についての再問、耕作放棄地対策などへの効果や影響について答弁させていただきます。

農地については、所有者不明になることにより、耕作放棄地、いわゆる遊休農地、荒廃

農地が拡大したり、農地の集積、集約化の阻害要因となることが懸念されております。このため、農業委員会では市民から遊休農地などに関する相談があった場合、現地確認を行い、所有者に対して写真を同封の上、適正管理を求める文書を送付しています。しかし、所有者が高齢である場合や市外、県外在住の場合には反応が得られない事例が多く、対応に苦慮しているのが実情です。

また、農地法に基づき、遊休農地などの実態把握及び発生防止、解消を目的として、毎年8月から9月に農地パトロールによる農地利用状況調査を実施しています。その調査結果によると、遊休農地などの面積は、令和6年度は約103ヘクタールでしたが、令和7年度末には約8ヘクタール増の約111ヘクタールとなる見込みです。さらに、遊休農地などと判定された農地の所有者に対しては、今後自ら耕作する意思があるか、農地を貸与する意思があるかなどの意向調査を行っています。加えて、希望者については、本年4月から農業委員会で随時受け付けしております、貸したい・売りたい農地リストへの登録をしていただき、ホームページに掲載して周知するとともに、貸付等の紹介を行うなど、遊休農地などの解消に向けた取組を進めています。

議員ご質問の、耕作放棄地対策などへの効果、影響についてですが、原因の一つである所有者不明農地問題への対応として相続登記の義務化は極めて重要であり、長期的には遊休農地などの減少に寄与するものと期待しています。一方で、義務化の施行からまだ2年に満たないことから、現時点で遊休農地などの解消にどの程度の効果があったかを把握するには至っておりません。引き続き、登記動向や農地利用状況の推移を注視し、効果検証を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 阿波市の遊休農地等の面積は、答弁でありましたが、今年度末には約111ヘクタールになるということでもあります。先日、地元紙で報道が出ておりましたが、農林水産省が発表した農家件数はこの5年間で25%減少した。これは、徳島県についても同じような傾向だということでもあります。この数字も含めて、阿波市において今後耕作放棄地等の拡大が懸念されます。登記の義務化によって所有者が明確になれば、所有者不明土地の発生を防ぎ、手つかずだった土地利用のための施策が前進することが期待できます。現在のところ、遊休農地等の解消に影響を与えているかについては十分把握できていないということでもありますので、今後の推移を見守りたいと思います。

次に、再々問として、空き家対策などへの効果や影響についてお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 森友建設部長。

○建設部長（森友邦明君） はばたき藤本議員の代表質問の3問目、相続登記の義務化の効果についての再々問、空き家対策などへの効果や影響について答弁させていただきます。

議員ご質問の、相続登記の義務化が制度化された現在におきましても、依然空き家数は増加の一途をたどっているのが現状でございます。その背景には、人口減少や固定資産税を含む管理費用、相続問題といった複数の条件が複雑に絡み合っていることが要因と考えられます。

そこで、令和5年12月13日に空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことにより、総合的に対応するための施策の充実が図られております。この一部改正では、空き家の活用拡大、管理の確保、特定空家の除却等の3本柱の対応が強化されており、特に管理の確保の観点では、所有者の責務の強化として、これまで所有者には努力義務とされていた適切な管理の義務に加え、国、自治体の施策への協力が努力義務として追加されております。また、周囲に著しく悪影響を及ぼす特定空家化を未然に防止するための措置も設けられており、放置すれば特定空家となるおそれがある、いわゆる管理不全空家の維持管理について、市区町村が指導、勧告することができ、勧告を受けた所有者に対しては固定資産税の住宅用地特例の解除が可能となっております。

今後、さらに居住目的のない空き家の増加が見込まれ、空き家対策の強化が急務となっております。相続登記の義務化による成果は、現在のところ十分得られていない状況ですが、今後も動向を注視していくとともに、空き家の所有者に適切な管理を促し各種事業を効果的に進め、特定空家化の未然防止に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 阿波市には今、約3,800戸近く、住宅全体でいいますと約25%の空き家があると把握しております。

この空き家の放置という問題は、冒頭にも申しましたが、深刻な問題になりつつあります。

先日、11月18日に発生した大分市佐賀関の大火災では、焼けた約180戸のうち40%に当たる70戸が空き家だったということでもあります。手入れされていない空き家

は、一般的に庭の草木も含めて火が移りやすく、さらにその火が周囲に拡散されやすいとも言われております。

これは空き家の負の一面の一例であります。阿波市は空家対策特別措置法等にのっとりながら、いろいろと対策を進めていることが分かります。今後、相続登記の義務化がその対策の効果につながることを期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これではばたき藤本功君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時15分 再開

（15番 松村幸治君 入場 午後2時15分）

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番原田定信君の一般質問を許可いたします。

19番原田定信君。

○19番（原田定信君） 19番、志政クラブ原田定信でございます。

質問に入ります前に、議長のお許しをいただいて、去る10月17日にご逝去されました私たちの同志、原田健資君のことについて若干しのびたいと思います。

彼との議会でのお付き合いは、5年数か月でなかったかなというふうに思います。

性格は皆さんご存じのとおり、まさに温厚誠実で、彼とはあらゆる議会内における人事面、そしてまた行政面でも同じ歩調でいつも歩けたことを本当にうれしく思っております。

政治姿勢そのものは、まさに地元ファーストでした。市民ファーストでした。そうした中で、地元ファーストがゆえに、この場でも時々とてつもない質問をされたことを、私たちは今思い出すことがあります。

しかし、そんな反面、昨年9月の議会だったんですかね、今完成に向けてつち音の非常に高まってまいりましたスマートインター、このことについて市長をはじめ、理事者の方々の説明は常に、（仮称）阿波スマートインターチェンジっていうような形でご説明を我々はいただきました。そのとき原田健資さんがおっしゃられたのは何かというと、この名前を市場スマートインターチェンジにできないかというふうな質問をされたのを私は今

も鮮烈に覚えております。私はいい質問になったなつくづく思いました。

その質問そのものが、恐らく私は市長の胸を打ったのではなかろうかと思うんです。恐らく市長のほうの働きかけで、西日本道路公団が正式の名称を4月24日に発表されました。私、この質問がなかったら、恐らく阿波スマートインターチェンジということで正式に決まったと思うんですけれども、おかげで名前そのものが阿波市場スマートインターチェンジということで、市場という名前が初めて徳島道のインターチェンジの中に明記されました。私はすばらしい成果でなかったかなというふうに思います。

恐らく、これから先、高速道路、とりわけ阿波町のほうに向けて走るときには、多分このスマートインターチェンジを通るたびに、私は原田健資君のことを思い出すだろうなというふうなことを思います。

確かな行政への参画のしっかりした足跡を、私は残された原田健資さんであったというふうに思います。享年80歳、ご冥福を心からお祈りしたいと思います。

それでは、早速質問に移りたいと思います。

今回、3点ほど質問を出させていただきました。

従来から質問させてもらっておりますデマンドバスの運行について、そしてまた2点目には、65歳定年制に向けて、もう事実、この方向で全てが進んでおりますけれども、その阿波市における取り組み方、そして最後には、小学校の合併等の問題について、これはもう避けて通れない道筋でございます。もうそこにやってきました。そのことについて3点質問をさせていただこうというふうに思います。

まず、最初の1点目でございますけれども、デマンドバスの運用について、現在の利用状況、在り方について理事のほうからひとつご答弁いただけたらというふうに思います。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 原田議員の一般質問1問目、デマンドバスの運行についての1点目、現在の利用状況はについて答弁をさせていただきます。

デマンド型乗合交通あわめぐりは、平成31年4月から2年間の実証実験運行を行い、令和3年4月より本格運行を開始し、現在に至っております。

利用者登録の状況につきましては、令和6年度は新たに223人の登録申請があり、令和7年3月末時点の登録者数は2,401人となっています。

乗車人数につきましては、令和6年度は延べ1万3,437人の利用があり、例年並みの利用者数を維持しております。

乗車した方を年代別に見てみますと、80歳代の方の利用が一番多く全体の33%、2番目に多いのが70歳代の25%、3番目は19歳以下の11%と、多様な年齢層の方々にご利用をいただいております。

また、乗降場所の内訳を見ますと、令和6年度は、吉野川医療センターや鴨島駅、阿波高校、マルヨシセンター・アローズ店などが多く利用されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、利用状況について教えていただきました。

この数字を見ましても、今おっしゃられた数字ですけれども、6年度が223人の登録が7年度にはもう10倍ですよ。2,401人となってる。まさに完璧な右肩上がりと思うんですけれども、これは見渡してみればその後で言われておりますところの80代の利用の方が全体の33%を占めておる。まさに高齢化社会を私は象徴しておるのでないかなというふうに思います。

それからしてみれば、今の現況、例えば2社の運行会社によりまして、今合計で4台のあわめぐりが運行してますよね。これは恐らくスタートの当時と私は同じでないかなと思うんですけれども、こんだけ高齢化が進んでおる現実であるのに、これはやはり増車が私は絶対必要だろうというふうに思うんです。

今のでいけとつても、それなりの頻度は達成できとるかのように思いますけれども、また増車されてあわめぐりが増えることによって、また利用度が上がってくるんですよ。今は4台で運営してるから今の状況で収まっておるものの、これから先、本当に交通弱者になる人多いと思います。

その人たちの、常に生活圏の中でやっていく中で、私はぜひこのデマンド交通によって移動を余儀なくされる方がたくさん出てくると思うんです。まして今、一つのうわさかどうかわかりませんが、今あちこちにスーパーの進出が続いております。ご案内のように、土成町のほうではトライアルが間もなく、来年半ばには恐らくオープンするでしょうし、その反面市場町にある、ある店舗については撤退するんでないか、閉店するんでないかっていううわさが非常に広まっております。

地域の方から、よく私相談を受けるんですけれども、それから先私は、原田さん、どないに買物に行ったらええんだらうか。というのは、今その市場町にありますスーパー、そこに周辺の方がほとんど行ってるんですよ。夕方、その光景を見ますと、乳母車を押しな

がら通われてる人をたくさん見かけます。その人たちにすれば、毎日の買物をそこで済ませておるのに、それがもしも閉店してみたら私はどこに行ったらええんだらうかというふうなことを言われております。

そういうところから考えてみれば、私はぜひこれ増車が必要だろうと。

というのは、阿波病院にしてもそうでしょ、間もなくこれも閉院しようかということが具体的に計画されております。そしたらどこの病院行ったらええんだらうか。皆生活に対しての不安っていうのを常に持ってるんですよね。それがために、それを補足するのは私は行政の仕事だというふうに思います。

基本的に行政の仕事というのはこれサービス業なんですよ、あくまでも。だから、そういうふうな生活弱者になられた方にどのように寄り添っていけるだろうか。こう言っておる私もいつそのような生活弱者になるやら分かりません。ひな壇の皆さん方もそうですよ。元気でいけるときは、確かに自分でやっていける。ただし、歳をとることによって、連れ合いも亡くなる、家族も出ていって帰ってこない、そんな環境になったときにどうやって生活するんだらうか。

阿波市が言う、住んでよかったまち阿波市、これからも住み続けたいまち阿波市、どうでしょう、それが当てはまるでしょうか。それに当てはまる要素をつくるために、ぜひ阿波市においては、そういった方を、真剣に取り組んで、生活に対する弱者を一人も出さないっていうふうなきめ細かな、私は福祉の行政が必要なんでないんかなというふうに思います。副市長にご答弁いただけたら、副市長、お答えください。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 原田議員の一般質問、デマンドバスの運行についての高齢化が進む現状で増車が必要ではないかについてのご質問にお答えをいたします。

先ほど理事の答弁の中でも利用者の年齢層について答弁をさせていただきましたが、70歳以上の方が全体の半数を超えていることから、本市におきましてデマンドバスの運行は、高齢者の方を中心に日常生活に欠かせない移動手段であると考えております。

こうした中で、現在あわめぐりの運行体制といたしましては、市内のタクシー事業者2社に業務委託を行い、各社2台ずつ計4台体制で運行をいたしております。

運転手の方の勤務体系によりまして予約が取りづらいという時間帯もありますが、予約センターにて予約を受ける際には、多くの方にご利用いただけるよう、利用者の皆様と調整をしながら乗合率を向上させることにより、より効率的な運行に努めているところで

ります。

利用者数につきましては、実験運行から7年が経過し、利用者の一定の固定化などや少子・高齢化が進行する一方、人口減の現況下でもあることなどから、令和4年度からほぼ横ばいとなってございます。

また、現在市外の施設への乗り入れも運行しているため、乗り入れ自治体が地元交通事業者への民業圧迫にならないかとの配慮から、増便を承認いただけるかどうかなどの課題があると考えております。

そのため、今後情勢の変化等による需要の増減などを勘案し、様々な立場の方に委員をお願いをしております阿波市地域公共交通活性化協議会等で意見を伺いながら対応してまいりたい、このように考えております。ご理解をいただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（笠井安之君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 私は前向きにこれはぜひ検討していただきたいというふうに思っています。それで先ほどご答弁いただいた中には、とにかく市内での吉野川医療センターや鴨島駅が非常に多い、増えとるちゅうことも報告いただきました。その後ろに阿波高校もあるんですね。阿波高校ちゅうのは市内で行ってるから、行きも帰りも積んで戻れるんですけれど、今一番危惧しているのは脇町高校ですよ。脇町高校の生徒は、女の子なんかは特にほとんどが朝家族の人が送って行ってます。これとて私は、これからのこと、ぜひ阿波高校の後ろに脇町高校も入れてほしいなっていうようなことも思います。

それぞれの方の利便性を考えて、あわめぐり、運用していただきたい。そして少しでも多くの方に、そうやって前段申し上げましたけれども、買物に行くことによって高齢者の方が一日も長く社会参加していただく。そして買物に行ってスーパーの中を手押し車を押してでも歩くことによって年をとらんのですよ。そして、同時に足の運動にもなる。そういうようなことが大事だと思うんです。

行政は、私は前段申し上げたとおり、まさにサービス業です。そのような方が生まれなないように、ぜひご努力をお願いしたいと思うんです。

そして、この1問目の最後の質問ですけれども、市内の運行バスについての考え方はないかということです。

過去に、実は市場町の時代、運行バス通しとったんですよね。これは何でかといったら、徳バスの路線が廃止になって、大影から学駅、町筋を通って学駅に行く線を、これを

運用しよったんです、民間のタクシー会社によってね。しかし、残念ながらこれは利用度が少なかったために、最後にはとうとう廃止になってしまいました。

しかし、その頃と今とでは、社会環境が全然違うんですね。今は非常に交通弱者が増えています。

それらの人については、デマンドバスにちょっと登録して、電話で予約して来てもらって行く帰る、そういうようなことを少しでも緩和されて、例えば買物とか病院とかの間を周遊するようなバスがもし1台あれば、停留所を決めておいて、大体の時間を決めておいてそこで乗れたら、これほど私は恵まれた環境はないんでないかなということを特に思います。

このことについては市長のほうから、いかがでしょう。ぜひ町田市政の目玉の一つとしてぜひ前向きに私は考えていただきたいんですけども、市長のお考え方をお聞かせください。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 原田議員の一般質問の1問目の再々問、市内の運行バスの考えはについて答弁させていただきます。

今、原田議員のおっしゃられたことで、市内の市民の高齢化というか、かなりいろんな年齢構成等も変わっているというのはよく分かりました。

本市における路線バスとしましては、かつては民間事業者の運行する路線バスが一部地域を運行しておりましたが、需要の減少などに伴って撤退し、現在は運行していない状況でございます。

コミュニティバス等の市内の運行バスにつきましては、平成29年度に策定された阿波市地域公共交通網形成計画の中でも新たな交通モードの一つとして検討が行われておりましたが、本市の地形や人口の分布状況、バス停までの移動が負担であるといった理由から、バスという運行形態ではなく、より市民ニーズの高い自宅から乗降場所までを移動するデマンド型乗合交通の導入が進められたという経緯がございます。

こうした中で、本市は、平成31年度より運行しているデマンド型乗合交通あわめぐりを中心に据え、交通空白の解消及び交通弱者の移動手段の確保に取り組んでおりますので、市内運行バスなどの新たな交通手段の確保については現時点では検討しておりませんが、今後の社会状況の変化等により需要が見込まれる場合には、阿波市地域公共交通活性化協議会等でご意見を伺いながら、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 若干期待が持てる答弁なんですけれども、こういう答弁ちゅうのはせんちゅうことなんでしょうね、恐らく。

交通弱者の立場からしたら、私はこういう議題が土俵に上がって皆さんで協議していただくような日が一日も早く来ることを期待をしております。

それと、先ほどのデマンドバスなんですけれども、1台運行するごとに私は1台について年間五、六百万円はかかると思うんですよ、市からの負担は。だから、2台入れても1,000万円か1,200万円かかる。でも、それぐらいで交通弱者が本当に喜んで、これは便利になった、よかったと思えるような、私は行政をぜひ阿波市にはつくってもらいたいというふうに思うんですね。

答弁そのものが、両方の答弁ともいいような答弁なんですけど、これ絶対してくれんだろうなと思います。ぜひこういったような協議を、この協議会のほうに持ち上がっていただいて、そしてまた利用者の声なんかを常に拝聴しながら、私はぜひ進めてほしいなというふうなことを熱望して第1問を終わりたいと思います。

2問に移ります。

今、世の中の流れというのは、65歳定年制に向けて進んでまいりました。65歳になりました。しかし、まだ65歳といっても本当にまだ働き盛りですよ。皆さんお元気です。そうした方が65歳まで働ける。私はこれは結構なことだと思うんですけれども、市としてその現状をどのように把握しているのかお聞かせください。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 原田議員の一般質問2問目、65歳定年制に向けての1点目、現状をどのように把握しているかについて答弁をさせていただきます。

65歳定年制につきましては、令和5年度から国家公務員の定年が2年に1歳ずつ、段階的に65歳まで引き上げられ、地方公務員につきましても同様の措置が講じられており、定年が延長されております。

この定年延長では、管理職に就くことができる年齢は60歳までとし、61歳以降は非管理職とする役職定年が導入されており、職員の給料も役職に合った水準に引き下げると定められております。

また、本人の意向により、パートタイムでの勤務となる定年前再任用・短時間勤務職員

を選択することもでき、多様な働き方に対応できる制度となっております。

現在、役職定年を迎えた職員が2名、再任用職員が16名勤務しており、培ってきた知識や技術、経験などを生かし、日々の業務に当たっております。

複雑化・高度化する行政課題への対応や的確な市民サービスの提供などの観点から、能力と意欲のある高齢期職員が引き続き勤務し、若手の職員へその能力などを継承できることは、安定した市政運営を行っていく上で、非常に有意義なものと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 本市においても、着実にそれらの計画に向かって進んでいるということを今お聞きしました。

ここで一つ問題になるのは、今後の新規採用との兼ね合い、この問題がどのように反映していくのかということを少し思います。

そのことについて、副市長のほうからご答弁いただけたらと思います。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 原田議員の一般質問、65歳定年制に向けての再問、新規採用との兼ね合いについて答弁をさせていただきます。

まず、高齢者の労働実態についてですが、厚生労働省が全国約23万社を調査したところ、就業者のうち65歳以上の割合は全業種平均で14%を占め、70歳以上の就業者は2024年に540万人に達しております。65歳以上の就業者は全就業者数の7人に1人の割合になる914万人に増加しており、人口減少が進む中、高齢者の労働状況は長寿社会を生き抜くための過渡期にあると考えております。

このような社会状況の中、先ほど理事から答弁させていただきました定年延長につきましては、地方公務員法において、令和5年度から定年年齢が2年に1歳ずつ、段階的に65歳まで引き上げられ、令和14年度以降は定年年齢が65歳となります。

議員ご質問の新規採用との兼ね合いにつきましては、職員の年齢構成、退職者数の見通し、さらには今後進んでいこうDXの活用も踏まえ、市役所の組織としての中・長期的な視点により、適正な人員管理をしていく必要があると考えております。

定年の段階的引上げ完了後におきましても、多様化している業務が増している中、職員の年齢構成のバランスや時勢に合った適正な職員配置が可能となるよう、計画的な職員採用を実施してまいりたいとこのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（笠井安之君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、定年制の問題についての質問をさせていただきましたけれども、最後に1点お聞きしたいのは、今県とか企業においても前年度の採用の内定を進めております。例えば上級の公務員であるならば大学の3年生の時点でもう県庁なんかの試験が受けられる。そこで4年生になっての卒業後の内定がもらえるというふうな制度になってる。考えてみれば、企業にしても行政にしてもそうなんですけれども、やはりいい人材を、悪い言葉で言えば青田刈りとでもいうんですかね。早い段階でいい職員を確保しようというふうな形で進めておるのが現状ですけれども、本市においてはそのような制度を取り入れて、今後行うような計画があるのかなのか、市長にお聞きしたいと思います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 原田議員の一般質問の2問目の再々問、県や企業において前年度採用の内定を進めているが本市において考えはについて答弁をさせていただきます。

本市の令和7年度の職員採用試験につきましては、上級行政、一般行政（社会人枠）、初級行政A、初級技術職（土木）、保育教諭の5試験区分におきまして採用試験を実施しており、職員採用予定人数が7名に対しまして多くの受験申込みがあったところでございます。

議員ご質問の令和7年度の県職員採用試験の取組では、大学卒業程度の採用試験において、新たに大学3年生から受験を可能としており、9月から12月上旬にかけて第1次試験、第2次試験を行うこととなっております。

試験の最終合格者は、県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載されることになり、その有効期限は、行政事務2年間、その他は4年間となっております。

また、民間企業におきましては、人手不足を背景に早期選考や早期内定が加速しており、政府が示す就職・採用の開始日より前に実質的な採用選考活動が実施される事態が生じております。

本市におきましては、令和7年度職員採用試験に多くの方の受験申込みがあり、予定していた職員採用者数を確保できる見通しとなっておりますが、議員も言われましたように、今後、加速していくことが想定される人材不足や職業としての公務員離れなどに対応できるよう、県や近隣市町等の新たな職員採用試験の取り組み結果、経過、方法について情報収集するとともに、よりよい人材確保ができるよう努めてまいりたいと考えておりま

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 本市においては、おかげで採用の人の応募もたくさんあって、今前年度採用を考えなくても問題なくいけるというふうなことでございます。喜ばしいことでないかというふうに思います。自治体によっては前年度採用でしておいても、上級の場合ね、その1年後に果たしてその人が残ってそのとき採用したように来てくれるかということが、その時点で今度は拒否されるような例もあるようですよね。だから、そういう意味から考えても、いい人材を採るっていう方法の中でやっておくことではあるんですけども、ただそのことについてはこれからも、今これだけ人手不足の状況ですけれども、十分に将来性を見据えて、いい人材が一人でも多く本市の職員として採用できるように、引き続きご尽力をお願いいただけたらというふうに思います。

それでは、いよいよ3問目、最後の質問に移らせていただきます。

3番目の質問は、小学校の合併についてです。

私は今まで、この一般質問の中で特に申し上げてきたのは、1問目のデマンドバスの運行についても何度かお願いをしてまいりました。特にデマンドバスの運用については、吉野川医療センターに通う人の帰りの車賃が土日なんかだったら本当に高過ぎる、非常に生活を窮するのでどうかならんかっていうことも再々質問させていただきました。まだその成果は見えておりませんが、一歩はしるしたつもりではおります。

そして、次に申し上げたのが小学校の合併の問題でございます。

現場を預かる教育長としては、十二分に私は現況のことは把握されておると思うんですね。だけど、教育長の立場からこういう席で言葉にして表せられるところ表せられないところ、これはあると思うんですよね。軽々に教育長はっていうふうなことについてもこれはまずいですし。そのことについて、取りあえず来年度の各小学校の入学児童数を教えてください。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 原田議員の一般質問の3問目、小学校の合併についての1点目、来年度の各小学校の入学児童数については答弁させていただきます。

近年、全国的に出生数の減少が続いており、本市におきましても出生数・児童数ともに減少傾向が進行しているところであります。

議員ご質問の来年度の各小学校の入学児童数につきましては、令和7年9月5日時点の学校別調査では、一条小学校16名、柿原小学校15名、御所小学校22名、土成小学校21名、八幡小学校1名、市場小学校25名、大俣小学校12名、久勝小学校10名、伊沢小学校19名、林小学校19名、合計160名の児童が来年度各小学校に入学する見込みとなっております。

今回の調査では、就学先に偏りがある学校も見られますが、今後の調査で変動する可能性もございます。

このように、少子化の進行に伴い児童数の減少が続く中で、小学校の合併については、重要な検討課題であると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、お答えいただいたんですけども、そのお答えの中で、私は1点問題があるように気がつきました。何かと言ったら八幡小学校です。

もともと、もらった資料は入学児童数が実はゼロだったんですよね。それが差し替えられました。それで1名になりました。その分、1名に八幡小学校がなった分、市場小学校が26名から25名になりました。

私、今の状況ではこの数字が正しい数字と思うんですけども、裏を返せば、保護者の間では既にもう合併が進んでおるじゃないですか。

というのは、恐らく八幡小学校では全体で1人でしょうか、本当は市場のほうに八幡から行かれてる方が私はおると思うんですけど、そこは深く問いません。

だけど、この1名とはいえ、従来はゼロだったのが1名になったということは、恐らく学校の努力とかご尽力なんだろうけれども、市場に行くはずの子を八幡に呼び戻したんでないのかなと思うけれども、これは想像ですよ、ごめんなさい。ゼロから1になったもんですからそんなこと思ってます。

だけど、果たして1人の入学が本当にいいものかどうかという形を、これから私は協議せないかんと思うんですよ。

八幡の長老の方ともいろいろ私話ししました。いわく、私は合併は反対やと。だけど、最後は賛成するけんどうなということだったんですけども、意味が分からん。最後に賛成するんだったら最初から賛成してくれたらいい。最初は反対だけでも賛成はするけんどうというのはよく分からんのですけどね。

ただ、学校の運営の仕方も変わってきました。

というのは、もともと、各小学校の運動会を思い出してください、今年の運動会。私は市場の小学校の運動会に行ったんですけども、私は校長に言ったんです。従来でしたら小学校の運動会のプログラムは、市場小学校区大運動会と、こう書かれてあった。今年もらったプログラムは市場小学校運動会となってるんですね。区という一文字が入ることによって、従来小学校の運動会というのは地域の一つのイベントだったんですよ。どういうことかというと、その当時の運動会を思い出してくれたら、私皆さんお分かりだと思うんですけども、例えばその運動会には老人クラブとか青年団とか婦人会だとか農協さんとか、あらゆる企業も参加しております。そして、最後のメインレースとしてあったのが、職場対抗リレーとかというので、その校区の企業とか学校の先生も走られておりましたよ。リレーがあったんですよ。もうそんなことは、まさになくなってしまいました。恐らく各議員も招待状をいただいて、地元の小学校の運動会に行かれたと思うんですけども、その標題は、これは恐らく教育委員会にご存じと思うんですけども、どこそこ小学校運動会となっております。どこそこ小学校区ではないんですよ。どこそこ小学校運動会。だからもう既に学校は、こういったらなんですけど、小学校は地域から離れてるんですよ。そのことは行政は、私はしっかりつかまなければならないと思うんですね。地域に貢献する小学校の、私はもうほぼ役目は終わったんでないのかなっていう気がするんです。

だから、子どもたちを健全に、そして力強い子どもに育てるためにも、一人でも多い学校で団体行動、団体競技を通じて鍛えていかなければならない、そんな状況が私は当然あるというふうに思うんですね。

それと教育長、内心は合併は避けて通れんだろうなってお考えは、私は当然お持ちだと思います、これは。今回もそうですけれども、各議員からは、先ほども質問が出ましたよね、藤本議員から出てきた。各学校の体育館、小学校にエアコンの設置を強く望まれてます。

でも、もう何年かしたら合併する学校に何千万円も入れてエアコンなんか、もしかしたら必要ないか分らんじゃないですか。もうこの人数見ても、将来的にはもう必ず合併ですよ、これ、どう考えても、子どもがどんどんどんどん右肩下がりで減っていった現状を踏まえたらね。もうあとエアコン設置するのは体育館だけでしょう。だから体育館にするとしたらそんな小さなお金ではできんのだけれども、合併についての見解を、ひとつ教育長、お聞かせください。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 原田議員の一般質問の3問目の再問、合併についての見解というようなお質問をいただきましたが、まずは通告いただいた行政主導でやるか、また民間主導でやるかっていうことについてお答えさせていただきます。

全国的な少子化の進行と同様に、本市におきましても児童・生徒数は減少傾向にあり、小・中学校の小規模化が顕著になってきております。このため、現在の学校数を長期的に維持することが困難になることが予想されております。

こうした課題を的確に捉え、子どもたちにとってよりよい学習環境を確保するためには、学校の合併の必要性やその方向性を検討していくことは重要な課題であると認識しております。

教育環境の確保や将来にわたり持続可能な学校運営体制を構築することは、行政としての責務でもあります。

そのため、適正規模、適正配置の観点から、将来推計を行い、行政が主体となって方向性を提示しなければならないと考えております。

一方、学校は教育の場であると同時に、地域の歴史や文化と深く結びついた地域の大切な拠点でもあり、行政だけでは判断し切れない重要な要素も数多く存在いたします。学校は地域コミュニティの重要な基盤であることから、行政が一方向的に方向性を決定するものではなく、保護者や学校関係者のご意見を丁寧に向いながら、地域と共に進めるべきものであると考えております。

このような観点からも、小学校の合併につきましては、具体的な進め方や時期、また校区の在り方などについては、地域の皆様や保護者の方からのご意見を伺いながら、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 真面目な、非常に消極的なお答えであります。

ただ、私言っているように本当に学校が、私前段申し上げたように地域での仕事は、私はもう終わったと思うんですよ。もう小学校区ではないんです。小学校の運動会になっただけなんです。それから見ても分かるように、コロナからこっち地域の運用が本当に変わってきました。それを行政に携わる者は、私はしっかり捉えていかなければならないというふうに思うんです。

特に、ちょっと余談になりますけれども、このことは通告で申し上げてないのももちろん答弁いただきませんけれども、今のエアコンの設置を望むのであるならば、私はまず阿波中学校をのけた残りの3つの学校には一日も早くエアコンの設置をしてほしいなということ进行を思います。

阿波中学校はあるんですね、エアコンが。あとの3つの中学校はないんですよ。だから、それはできれば素早く、ぜひやっていただきたいなというふうに思っています。ちょっと余談になりましたけれども、市長、お考えください。

地域の人は、だんだん中学生になって大人に近づいてくることによって、暑さというのが中学生のほうが小学生より、私は余計こたえる、そういう年頃、体格になっておるんでないのかなというふうに思っています。

そして、最後に1点お聞きしたいんですけれども、るる今、教育長が答えられたように、合併ということについては地域から合併っていうことを促される合併もあるでしょう。それとまた、行政のほうからも合併を進めてくれと、合併しようじゃないかという考え方、これもありますよ。ただこの2つと、私思ったもう一つは学校内から合併という話が出やせんか。それは保護者からですよ。

一番、この質問の前段申し上げた、八幡小学校の例を挙げました。既にその1人の保護者は市場へ入りたいはずなんです。だから、当初の答えていただいた回答には八幡小学校はゼロになっとなんで、それが1人になっとなんです。その分、市場が26人が25名に減っとなんです。だからそのように、学校ってというのは、地域に根差すのはもとよりのことですが、まず子どもたちを私は育てるところだと思うんです。

教育長に特に再度お聞きしたいのは、この合併協議会に向けて、これは立ち上げていく必要があるんでないのかなと。委員会において、合併の協議会をもう既にスタートしなければならぬんじゃないですかということをお願いしたいので、教育長のお考え方をお聞かせください。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 原田議員の再々問、今後の合併協議会についてについて答弁させていただきます。

先ほどもお話ありましたように、保護者からも声のある学校があるというようなお話でございました。

私は、学校の合併、また再編を検討するに当たって、大切にしなければならないこと

が、私自身幾つか持っております。

まず、1つ目は、教育の質を保つこと。子どもにとって本当にどのような学校がいいかということは大切にしなければならないと思っております。それは、お話にありましたように、学校は多くの人から多様な考え方を学んだり、また協働、そして交流しながら学びを深めるところでありますので、一定規模は私は必要やと思っております。

2つ目は、安定した学校運営ができるかどうかということも、しっかりとその視点も持つ必要はあると思っております。極端に児童数や学級数が減れば、県費負担の教職員の定数も大きく減る場合がありますので、そうすると学校運営もうまくいかないこともあります。ですから、そのあたりも考えていかなければならないと思っております。

それと、また最近では、学校の教育課題解決のための学校であるかどうかということも大切にしていきたいと思っております。よく言われておりますのが、小学校から中学校へ入学する際に、最近ではいじめ、不登校、暴力行為が増えるという、いわゆる中1ギャップの問題がありますので、例えばそういう問題解決のためにどういった学校がいいかというような視点も必要かと思っております。

それと、先ほどからお話しありましたように、今後の予定につきましては、今現在多くの方々の意見や考え方を聞く機会を持つとしております。今年度中には、小・中学校の保護者をはじめ、地域の代表者で構成される学校運営協議会等のメンバーからもいろんなご意見を伺う予定です。それを基に、来年度、また基本方針を行政主導になると思いますが、一旦作成してまいりたいと思っております。

もちろん、その中には教育委員会が学校の在り方である、また再編の必要性というようなことについての方針を取りまとめ、それ以降、地域の児童数の推移や、また施設の状況を十分勘案した上で再編検討委員会を立ち上げ、専門的なご意見をいただいたりとか地域の方々からもいろんな意見をいただきながら、具体的な検討を始めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 資料をいただいた中で、来年の小学校に入学する子どもたちは10校で160名なんです、10校を合わせて。ただし、それが12年度、4年後にはもう130人なんですよ、10校で。ということは、1校平均して13人。もしかしたら、もう1桁前半の学校も出るでしょう、恐らく。全体で130人ということになってくれ

ば。

だから、そういうふうな形を考えるのであれば、合併の協議会を開いたからといって、それですぐに成果を出して、来年合併しましょうとかしませんとかということじゃなしに、地域の人も学校も保護者もみんな一緒になって子どもたちのことを考えるべきですよ。これからの行政として、私は当然アクションが必要でないかなというふうなことをつくづく思いました。

そんなところで、光陰矢のごとし、今年もいよいよ最後の議会となりましたけれども、るる申し上げましたけれどもどうぞご理解いただきまして、新しい年を皆さんで共に迎えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで19番原田定信君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番吉田稔君の一般質問を許可いたします。

吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） それでは、議長の許可を得ましたので、阿波みらい吉田稔、一般質問に移らせていただきます。

まず1点目、文化財の保護や活用についてということで質問いたしております。

温故知新ということわざがございます。古きをたずねて、新しきを知るということでございます。我々現代人は、忙しくて、その日、その日に追われているんでございますが、たまには阿波市の歴史を振り返るのもいいんじゃないかなと思って、今回質問させていただきました。

阿波市には、国指定、県指定、市の指定の文化財がかなりあるようでございます。私の近所は、ちょっと脇町寄りではございますが、北岡の古墳が西と東に2か所ございます。たまに、車で通ったときに寄るんでございますが、6世紀の古墳時代に建てられた、その辺りに住んでいた豪族のお墓、円墳と思います。6世紀といえば、ネットで調べたら、当時日本の人口は約550万人と予想されるそうでございます。現在の日本人の人口は、1億2千万余りでございます。そこからすれば、当時の古墳時代というのは、今の日本の人

口に比べて4.5%ぐらいであったようでございます。

阿波市は、その計算でいくと、当時古墳時代の人口は1,500人ぐらい。阿波町だったら、たった500人ぐらいが住んでいたんじゃないかなと、私の計算上でございますが、我々のご先祖様でございます。当時、吉野川の氾濫が多くて、これも河岸段丘の上に古墳がございます。そういう吉野川の洪水にまかれないうところで生活をし、お墓も造っていたんだと思います。当時、稲作もだんだん広がっていきまして、稲作は吉野川の水を導入できる辺りで作っていたんだと思いますが、稲作が増えるに従って、だんだん人口も増えていったようでございます。

身近にこういった古墳がありますし、その近所の西林地区では明治20年に日本の地図を作ったときに、四国で測量を始めるに当たって三角点を1か所作ったそうでございますが、それが阿波町の西林に三角測量の西の端の点が今、残っております。2,000メートル余り東の私の自宅のほうにもう一か所東の三角点があつて、その底辺を基に三角測量をして、四国全体の面積あるいは境目をつくっていったそうでございます。それがおとし、阿波市指定の史跡に、最新でございますが、認められております。身近にはそういったところもございます。

理事者には、阿波市の全体の文化財の状況、実態はどのようになっているのか。また、その保護、そして活用、今後の課題はどうかということで質問をしております。お答え願います。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 吉田議員の一般質問の1問目、文化財の保護や活用について、幾つか質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず1点目のご質問、本市の文化財の実態はどのようになっているのかについてでございますが、本市には先ほどお話ございましたように、国指定の天然記念物である阿波の土柱をはじめ、指定文化財は国指定が4件、県指定が17件、市指定が59件、国登録文化財が1件の計81件が存在しております。また、民間所有の文化財も多く存在し、近年は増加傾向であります。

文化財の指定については、所有者の申請、同意を前提に、市教育委員会が市文化財保護審議会へ諮問し、答申を踏まえて指定しております。

管理に当たっては、国、県の専門家や市の審議委員の助言を得て、所有者の協力のもと、適切な保全に努めております。

次に2点目のご質問、文化財の保護や活用、今後の課題はどうかについてでございますが、まず文化財の活用については、令和5年に本市の文化財を分かりやすく解説した冊子「阿波市の文化財」を作成し、市内の小・中学校や県内の図書館等へ配布いたしております。これにより、児童・生徒が地域の歴史や文化に触れる機会を広げるとともに、県内の来訪者にも本市の文化財の魅力を知っていただくための基礎資料として活用しております。

あわせて、教育委員会が発行する小学校の副読本「わたしたちの阿波市」を授業で活用し、郷土学習の中で文化財の価値や保護の重要性を学ぶ機会を充実させております。これにより、市内文化財の次世代への継承と周知に努めております。

今年度は、四国で最初の一等三角点であり、市指定の文化財となっております西林村基線西端点の遊歩道整備を進め、多くの市内外の方に訪れていただけるよう環境づくりに努めております。

次に、文化財の保護や課題といたしましては、指定文化財の修繕等には国や県など所管の許可や指導が必要で、迅速な対応が難しい場合があります。そのため、日々の点検や防犯対策などの日常管理と市民への周知が課題となっております。

本市といたしましては、関係者と連携し、文化財の保護と観光資源としての情報発信など保護と活用の両立を図り、次世代への継承に向けた体制整備を継続して進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 今、教育長からおっしゃられた、一昨年、阿波市の文化財を紹介する本を教育委員会で発行したということで、現物をいただいてきました。（資料を示す）「阿波市の文化財」、この1冊に阿波市の文化財の八十数件が載っております。市内の各小・中学校あるいは県内の図書館に配ってあるそうでございます。ただ、児童・生徒1人に1冊というところまでは刷ってないようでございます。

私は、できたら阿波市の文化財は観光先にもなりますので、阿波市のホームページに載せるぐらいのことを考えてもよいのではないかなと思います。個人所有の文化財に当たっては、個人の了解も要るとは思いますが、学校で小・中学生が使っているタブレットでも検索できるように。あるいは、阿波市のホームページに載せれば、阿波市を旅してみたいという方にも一考を与えることができるんじゃないかなと思うんで。せっかく、本を500

冊作ったそうなのですが、ネットで見られるようにすれば、なお阿波市の紹介、また理解が進むのではないかなと思いますので、ひとつ教育委員会で検討していただけたらと思います。要望しておきます。

次に、昔の古墳時代の話でなしに当座の問題でございすが、学校給食についてということでございます。

今年度、中学校の給食費の保護者負担が無償化になり、大変喜ばれております。小学校のほうはまだなのかと言われることもあるんでございすが、とにかく子育てに経費がかかる中学校からということで、市長肝煎りで中学校の給食費無償化をやっていただいております。

ただ、中には保護者や校長先生もおられたんでございすが、当年度だけで来年度以降という話までは聞いていないので、来年度どうだろうかという心配する声を何件か、私にも寄せられました。議会も、来年度以降もすると思って、私どもも決議したつもりでございすが、やっぱり利用者からしたら、今年度だけかなという心配している方も一定数おるようでございます。

しかしまた、国の政府のほう、特に自民党、日本維新の会、公明党で26年度の小・中学生の給食費の無償化について、協議に入ったようでございます。どういった制度にするかということは今、協議しているようでございます。今の総理大臣も、できたら令和8年度に小・中学校の給食の無償化をしたいということでございますが、法案が通らんことにはどうのこうのっていうところまではいかないと思いますが。現在、市の教育委員会についても、国からこうなるという通達はないようでございますので、取りあえずは中学校の給食費の無償化は来年度以降も続けていただきたい。小学校の給食については、物価高騰分は市が補填しておりますので、保護者負担は値上げ前の額で続いているのでございすが、保護者はその辺の心配もしております。

その点について教育長の答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 吉田議員の一般質問の2問目、学校給食について、本市の中学校の給食費の無償化が保護者に高く評価されているが、来年度の予定はについて答弁させていただきます。

本市では、子育てするなら阿波市というキャッチフレーズのもと、市内在住の中学生を対象に、今年度から国に先駆けて期限を設けず、中学校の給食費無償化を実施しておりま

す。

この中学校給食費無償化事業は、子どもたちの心身の健やかな成長を支える取組の一環として、特に教育費の負担の大きい中学生の保護者の経済的負担軽減を図るという、子育て支援及び教育環境の充実に向けた重要な施策となっており、その効果は極めて大きいと考えております。

来年度の見込みにつきましては、こうした効果や保護者からの評価、そして長期化している物価高騰による家庭への影響などを踏まえ、引き続き中学校の給食費無償化を実施したいと考えております。

小学校の給食費につきましては、物価高騰による値上がり分について支援しているところですが、今後、国の動向を注視しながら、さらに経済的負担の軽減を図れるよう検討してまいりたいと思っております。

厳しい財政状況ではありますが、市長部局と連携のもと、保護者の負担軽減を図り、子どもたちが健やかに安心して学べる教育環境の充実に努めてまいりますので、引き続きご理解またご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ただいま教育長のほうから、来年度も中学校の給食費の保護者負担はいただかないようにすると、ありがたいこととございます。小学校については、現在、物価高騰分について市が支援しておるところとございますが、続けていただけるような答弁でございました。

何よりも、国のほうが小・中学校の給食費無償化について、来年度の令和8年度の4月から何とか実行したいと今3党で協議しているということで、それがうまいこといけば、市の負担も若干減るんじゃないかなと大いに期待しております。

それでは、次の質問でございます。

3番目に、行財政改革についてということでございます。

阿波市も、発足して20年になります。合併の目標というのは、やっぱりコストを下げるということです。議員も減らせることができるし、町三役も市三役になれば4分の1になりました。職員数も、当時からすれば7割余りということで、かなり減量化はしております。

その間、民間委託とかをやってきたその成果も出ているんでございますが、その点につ

いて1つ目の質問、合併以降、行財政改革をどのように進めてきたのか答弁願います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 吉田議員の一般質問の3問目、行財政改革についての1点目、合併以降、行財政改革をどのように進めてきたのかについて答弁させていただきます。

今まで幾度か答弁しましたが、合併は平成17年4月1日ということで、ちょうど1年後の18年3月に行革大綱と具体的な数字を示したプランをつくって、2次から4次までというふうにやってきました。午前中の阿波みらいの檜原浩二議員にも答弁しましたように、今年度で合併特例債がもう活用できないということに加えて、合併して十数年間は交付税の上乗せがあったということは非常に大きいことだと思っております。

そういった中で、私も17年の合併当時も財政課に属しておったんですけど、合併の特例債が終わった後には、甘い考えで、合併しておるところはそれに代わる有利な地方債が活用できるんじゃないだろうかというふうな、これは知事会とか市長会、全国の県議会、市議会の議長会からご要望して、これがかなわなんだということで、21年目、第2ステージに入ったということは、かなり脇を締めて行政をしていくと。

行革という言葉はよく聞くんですけど、いろんな組織体制を見直したり、効率化を図ったりしながら、最終的には市民サービスの低下を招かないというのが大前提になりますので、吉田議員の言われたように、もう指定管理者制度は今、六十何か所やっています。

これから考えていくのは、今朝ほども申しました、歳入の中では税の徴収対策とまた比べて、金額では言ったらいかんのですけど、ふるさと納税の入に対しては、入を増やすと。入りを量って出を制すという言葉がありますので、入りの部分ではふるさと納税を中心にやっていくと。出のほうにつきましては、吉田議員も先ほど言われましたように、やっぱりアウトソーシングになるんですね。職員がしない分は、業務委託をして、その部分は大きいあれになると思うんです、業務委託をしていくことによって。

そういったことと、組織体制の見直しですね。それと、先ほど原田議員の一般質問にもありましたように、61歳を超えた役職定年も、あと再任用の職員、会計年度の職員というのが今、適正に配置できとるかということ、なかなか100点とは言えませんので、そこらのところに踏み込んでいって、いろんな組織体制も引き締めていくというようなところがありまして。

国においても、今、身を切る改革とよくいいますが、いろんな民間感覚を、午前中も答えたんですけど取り入れていきながら、いろんなマインドセットというか、この20年

間、3月までのと考え方を考えていく必要があると思います。

ただ、うちの職員というのは、優秀な職員がおると思いますんで、たくさん、そこいらの考え方を考えていって、今の9月の令和6年度の決算認定、木村議員とかに審査してもらって、うちのいろんな財政力の指数というのはかなりな県内でも類似団体、よく似た人口規模の団体でも上位ではおると思うんです。今ならいろんなことを変えていけるということで、こういったことを間際になって慌てんように、これからやっていきたいと。そういったところが、行革に対しての私の考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 市長もおっしゃいましたが、余力のあるうちに思い切った行政改革をやってみたい。市民や我々が見ても、部署によったら人数が余ってるかな、ここは人数が足らんかなってような部署があります。多分、市長、副市長、政策監は、自分も若いうちから各部署を回ってきてますので、ここはちょっと仕事の量にしては人数が多いか、少ないかというのは大体分かるんだろうと思います。

民間会社だったら、赤字経営になると倒産してしまいます。市区町村は、なかなか倒産はないんです。職員や議員の人件費を優先すれば、市民に対するサービス量は減るんですが、そうやってすれば倒産はしないということになるんですが、市民が主役でございますので、やっぱりここは市長も民間の経営者になったつもりで、しっかり合理化を図って、小さな政府を目指してもらいたいと思います。人数は少ないけど、市民に対するサービスは多い、市民から喜ばれるような市政を展開していただきたいと思います。

関連でございますが、2番目に市議会議員数は次回の選挙から1割、2人でございますが、削減することが決定しております。行政のデジタル化が進む中、職員数の適正化にどのように取り組まれるのか答弁願います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 吉田議員の一般質問の3問目の再問、市議会議員数は次回の選挙から1割、2人削減することが決定している。行政のデジタル化が進む中、職員数の適正化にどのように取り組まれるのかについて答弁をさせていただきます。

先ほども触れさせていただきましたが、本市の職員定数につきましては、業務の見直しや効率化による職員数の抑制に努め、将来的な職員構成を含め長期的な視野に立った適正

な職員数を目指し、これまで第1次から第3次の阿波市集中改革プラン並びに令和2年2月に策定した阿波市の行財政改革のプランの職員定数の数値目標を掲げ、適正化に取り組んできております。

こういった中で、実際のところは、令和6年度の正規職員の数は目標の368人を上回る364人ですから、平成17年の旧4町合併当時の495人と比較して、131人の減員をしており、減っているということなんですけど、私は多い感覚で思っておりません。合併した後に指定管理者制度をすごい導入したんですから、アエルワ、図書館、こういった中にこの職員数というのはカウントされてません。なので、70人で100人の仕事をしようとは、私は思っておりません。いろんな指定管理者制度の下には社員がおって、それは正規職員で読んでません。

それに加えて、野球だったらスタメンが9人、サッカーであれば11人、ラグビーだったら15人というように明確に決まっただけなんですけど、果たして吉田議員も言われましたように、議員も含めて、いろんな市民の方から働き方改革とか、夜中まで仕事するとか、休み返上とかでなくてワーク・ライフ・バランス、生活とのメリハリをつけながら皆頑張っていると言われるような職員の適正数値というのを、先ほども申しましたアウトソーシングなども適用しながら、それとまたいろんな異動によって、配置にもよって、そういった明確な数字がないんで。昔は、合併前ですけど、役場の職員は人口の100人に1人というときがありました。阿波町であれば、1万3,000人の人口がおったんで、100で割ったら130人。当たらずもええとこ、昔の自治省の方が言いよったんで、間違いではないんです。ただ、いろんな老人ホームを持っていたり、病院を持っていたりしたら、またそこいら特殊な事情になるんですけど。

脱線したんですけど、今言ったような方向でみんなが阿波市の職員は頑張ってる、親切だというような、市民が主役のまちづくりに合ったような職員の人材育成に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 議会もそうでございますが、市長、職員と一緒にできるだけ少ない人数で大きな成果を上げるように、市民サービスが一番という方向で議会と共に頑張って協力していけたらと思いますので、市長もひとつ一生懸命やっていただきたいと思います。

続きまして、4番、新ごみ処理施設でございます。

当初は、好気性発酵燃料方式といって、微生物で発酵、乾燥した残りをペレット化して、石炭の代わりの燃料にするということで、売渡先もおおむね内定までいくぐらい決まっていたそうでございます。

ところが、国のいろんな法律も変わったりして、使えるプラスチックはもう一遍使ったらどうだ、新しい化学製品の原料にしたらどうかというような法律もできまして、好気性発酵方式の燃料化方式からケミカル／マテリアルリサイクルに変更されました。これは、ケミカルって化学的とか化学材料とか、マテリアルは材料らしいんでございますが、化学製品の材料にリサイクルするというような、日本語で言うたらそういうことらしいんでございますが、変更した理由は何か。

市長は、環境省へ再々行って、いろんな補助、対策とかの打合せも今までかなりしているようでございます。国のアドバイスがあって、こちらのほうが市長、お薦めですよと。しかも、日本で第1号というぐらいになるので、特別な支援を約束されたりしたのかなと思ったりしたんでございますが。

燃料化方式からケミカル／マテリアルリサイクルに変更した理由は、どういったものがあるか。また、国の特別な支援とかアドバイスがあったのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 吉田議員の一般質問の4問目、新ごみ処理施設についての1点目の好気性発酵方式プラスケミカル／マテリアルリサイクルに変更した理由は何か。国のアドバイスはあったのかについてでございますが。

これにつきましては、今までも説明したことがあるんですけど、好気性発酵乾燥方式プラス固形燃料、RDFを作って、どこかで処分するというような、当初はそういう計画でございましたが、藤本議員にもいろいろ言われて、令和4年4月1日からプラ新法というのが施行されました。そのときには、プラ新法の対応ができる業者がほとんどなかったということでございまして、日にちまでは忘れたんですけど、今年の2月に環境省へ行く中で、いろんな計画の変更によってケミカル／マテリアルの交付金の補助率は3分の1の中で、プラスチックの取扱いというのがかなり法律が変わったんで、そこは注意せないかんな中に。国のほうも、こうしなさい、ああしなさいというんは地方分権ですから、言いません。こんなやり方もあるよという中で、このケミカル／マテリアルの、さっき吉田議員も言われました、同じものから同じものにリサイクルすると、物を変えても違う、また先

ほどの固形燃料はサーマルでございます。

そういったことによってカーボンニュートラル、SDGsにもある世界的なCO<sub>2</sub>の削減、最先端のことにつながっていくということで、しなさいと——何回も言うんですけど——はないけど、こういうやり方でも補助対象になるし、それとまたできた後もプラスチック対応がその時点でできるので、いろんな施設をまた追加せんでええというような判断で、県にも相談して、国とやり取りしながらこういうような方向で今、行っているわけでございます。

以上、答弁とします。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） いろんな処理方式があるのは、国のほうも提案してくれて、最終は市長の判断によったと思います。

次に、2つの処理方式、燃料化方式と今の方式の補助率やコスト比較はどうなっているのかについて、続いてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） この質問の再問ですか。

（16番吉田 稔君「続き、続いてです、ちょっと切ってしまったんで」と呼ぶ）

2つの処理方式ですね。プラス固形燃料とケミカル／マテリアルの補助率につきましては、補助基本額の3分の1ということで変わりません。

それで、この財源につきましては、環境省の循環型社会形成推進交付金というんですけど、活用することにしておりまして。

コストの比較に関しましては、断定的なことは今言えんのですが、変更後の方式についてはRDFを作る設備から圧縮梱包設備に変更することによって、好気性の発酵乾燥処理後の残渣を圧縮するまでの工程を施設で行った中で、圧縮した残渣に含まれるプラスチックをリサイクル原料としてプラスチック資源循環促進法に基づいて再資源化を行うものであって、このことから金額の比較をしてみますと、あくまで近からず遠からずで失礼なんですけど、これに関しましては運営経費といたしまして20年間を運営期間とした場合には、施設整備費については4億7,300万円。これも板野町が脱退したというところは、ちょっと加味できてないんですけど。これと、施設の運営費が20年間で9,400万円、合わせて5億6,700万円の経費が20年間出るといいながら、今のトン5万

円のサーモセレクト方式、7月に閉炉した分と比べとるんではないです。これは、固形燃料とリサイクルとの比較が20年間で5億6,700万円という意味であって、燃やしていたサーモセレクトとの差ではないんで。結果的には、午前中の代表質問でも言うたんですけど、責任ある積極財政というんではないんですけど、今、萩のほうに積替え方式によって3年余り、かなりな金額が要ります。

これにつきましても、施設を継続しておるよりは安いということでございますが、そういったことが施設が完成した暁には運営費のほうで、今たくさん言った分は5年間ではペイできるというように計算しております。ということで、トン単価がかなり下がってくるというような試算をしておりますので、これにつきましても100点ではありませんが、今分かる範囲で答弁させていただきました。よろしくお祈いします。

○議長（笠井安之君） 質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後3時57分 休憩

午後3時58分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 先ほど市長から答弁いただきました。

燃料化方式よりかマテリアルリサイクルに変更したほうが多少コストは下がるような話でございました。あと、委託費がどれぐらいになるかも問題になるとは思いますが、その辺、できるだけ安いコストでリサイクル業者に任せられるように、努力はしていただきたいと思ひます。

次に、2問まとめて質問させていただきます。

再商品化事業者からリサイクル手法などの提案を聞くサウンディング型市場調査を行っているが、状況はどうか。応募者があつたのかどうか。また、新施設建設に向けての今後のスケジュールは。代表質問で、松村議員に対して答弁したのと同じようになるとは思ひますが、予定どおり令和10年4月に新施設が稼働するのを目標としているのかどうか、その辺も含めて、市長の答弁をお伺いいたします。

（15番 松村幸治君 退場 午後3時58分）

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 吉田議員の一般質問の4問目で、再々問として2問、質問をいただいております。1つずつ、答弁させていただきます。

1つ目が、再商品化事業者からリサイクル手法などの提案を聞くサウンディング型市場調査を行っているが、状況はどうかということの答弁をさせていただきます。

現在、聞き取り等を行っております。数につきましては、10の半分ぐらいということで考えてもらえたら。てことは、1者、2者でないということで。

そこから提案をいただいております、この好気性発酵乾燥方式自体が、今までも言うたんですけど、100のごみが来ましたら、微生物によって約半分の50で可燃物やを処理すると。残渣が半分残ります。その半分ぐらいがプラスチック系になると思うんです、その残った半分が。

よいプラスチックについては、よいプラスチックって言い方が適当なのか分かんんですけど、これについては、容リ協等がほとんど無料で取ってくれます。なので、その残りの分は、特交措置がございます。特別交付税で総務省が措置してくれると。そしたら、あと4分の1残ったということで、これをどこへ持って行って、どう処理するかというんで処分が要って、33条認定する中で運営が出てくるんですけど。距離とか処理方法について今聞き取りをしよるところであって、今回、決定するやいうんではないんですけど、そういう作業を今日も行っております。

そして、10月23日から実施要領を公表して、11月25日で期限を切って、先ほどの数ぐらい応募があって、12月の月曜日から今日まで聞き取りを実施して、予定としては1月中旬ぐらいにその結果を公表したいと考えております。そこで、いろんな手法とか距離とかといったことを聞いて、いろんなチームを組んで、33条を環境省とか経産省も絡んでいただくということになろうかと思えます。

それと、今後のスケジュールにつきましては、志政クラブの松村議員の代表質問のときに申し上げましたように、かなり時間がかかったんですけど、今回11月25日に入札が不調になって、約3年して地権者の方と賃貸契約がまけて9日になるということで。この間については、板野町とか上板町のせいという言い方はせんのですけど、そういう影響を受けたっていうのは事実でございます。そこいらのところは、発注方法とかいろんな短縮できる方法を検討いたしまして。

もちろん忘れてはいけないのは、今の吉野町、土成町の積替保管施設。それと、阿波町の7自治会に対しまして、説明しながら造成工事にかかっていきたいと。本体の工事も、年明けから準備をしていきたいというようにかかっておりますので。

こんなことを言ったらいかんのですけど、こういったことで今回、いろいろ身にしみた

んですけど、明日何が分からんやという部分もありますんで、一生懸命していきますんで、その都度報告させていただきますので。それにつきましては、この2か月の遅れをどうするかというものは具体的に言えんですけど、またダウンサイジングした事業費の数字をかけたときに、スムーズにいく、いかんでまた変わってくると思うんです。その辺りもまた、報告させていただきますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ごみ処分場の建設というのは、日本全国どこでも苦勞しております。議会でも、九州から近畿、ごみ処理場の視察に文教でも方々行きましたし、議会でも行ったんですが、住民の理解を得るっていうまず大きなハードルがございました。ハードルって、もう何回も出てくるようでございます。私どもの組合も、よもや板野町が脱退されるとは夢にも思わなかったんでございます。上板町も、議会と町長とちょっと意見が違うようでございますが、ハードルが幾つもあるなと思っております。

長峰、馬場、西谷とか新施設のご当地や周辺は、予定どおり令和10年4月に稼働できるのか、どうかなと心配しながら見ておりますので、十分説明して、安心できるようにやっていただけたらと思います。大変だと思いますが、ひとつ市長を先頭に努力を重ねていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（笠井安之君） これで16番吉田稔君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後4時04分 休憩

午後4時14分 再開

（15番 松村幸治君 入場 午後4時14分）

○議長（笠井安之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次に、9番坂東重夫君の一般質問を許可いたします。

坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 議席番号9番坂東重夫、ただいまから一般質問を始めます。

最初に、令和8年度当初予算編成方針についてであります。

令和8年度の国の予算編成では、持続可能な経済社会の実現を目指し、歳出の重点化や

物価高騰への対応が重要な方向性として示されています。予算編成の基本的な考え方として、令和7年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2025骨太の方針に基づき予算編成を行うとともに、地方創生2.0の推進や物価上昇を上回る賃金上昇の普及定着、官民連携による投資拡大、防災・減災、国土強靱化、少子化対策、子ども政策の着実な実施、DXの推進など重要な政策課題に必要な予算を措置することとしております。

本市の財政状況を見ると、令和6年度決算では、ふるさと納税の取組強化や未利用財産の売払いや貸付け、行財政改革の効果などもあり、繰越金が約6億5,700万円、基金が約2,300万円増加したこと、地方債現在高は減少していること、健全化判断比率は国の定める基準値を下回っている状況を踏まえると、現段階では財政の健全化は維持できているものと考えます。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は98.8%と前年度から1.3ポイント増加し、依然として高い水準となっています。これは、人件費や扶助費などの義務的経費の増加が財政硬直化の要因となっていることから、引き続き財政運営の健全化に努めていく必要があります。

それでは、質問に入ります。

現在、令和8年度当初予算編成に向け、作業を進めていると聞いております。

1点目の令和8年度の財政見通しについて、2点目の令和8年度当初予算編成の基本的な考えについて、坂東理事にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 坂東議員の一般質問1問目、令和8年度当初予算編成方針について、幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の令和8年度の財政見通しについてでございますが、歳入につきましても経済は緩やかに回復傾向にあるものの、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクもあり、市税、地方交付税などの一般財源総額の大幅な増加は見込みにくい状況にあります。

歳出においては、国が進めるデジタル化関連経費の増加、人件費の上昇や物価高騰に伴う事業コスト及び経常経費の増加などにより、厳しい財政運営が見込まれています。

このことから、これまで以上に危機感を持ち、歳入の確保を一層推進するとともに、職員一人一人がコスト意識を持ちながら歳出を徹底的に抑制することにより、持続可能な行

財政基盤の確立に取り組んでまいります。

次に、2点目の令和8年度当初予算編成の基本的な考えについてでございますが、令和7年8月29日付で本市としての予算編成方針を作成し、職員向けの説明会を開催しております。

令和8年度の当初予算編成では、町田市政の掲げる市民が主役のまちづくり、持続可能な財政運営の実現に向け、市民の声を的確に把握しながら、よりよい市民サービスを提供できるよう将来に向けた持続可能な財政基盤を堅持し、令和7年3月に策定した本市の最上位計画である第3次阿波市総合計画・総合戦略に基づき、中・長期的なまちづくりの課題に対応できるよう取り組むこととしております。

また、本年4月よりスタートした阿波市行財政改革推進プラン2025に基づき、職員の意識改革や事務事業の見直し、業務の効率化、代替手法の検討、適正な受益者負担などに取り組むとともに、本市が担う行政サービスについてはデジタル化の推進を図り、将来にわたり市民の皆様によりよいサービスを提供できるよう努めることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

国の動向や厳しい財政状況の中、どのような方針で予算編成を行っていくのかがよく分かりました。

国の経済財政運営と改革の基本方針2025に示されている重点分野を踏まえ、阿波市もこれらと方向性を合わせた予算編成を行うとともに、財政状況も考慮しながら、阿波市独自の強みを生かし、市民満足度を高める施策や次世代への投資などにも積極的に取り組んだ予算編成となるよう、よろしく願いをいたします。

各部局からの予算要求は、財政課による審査を経て、最終的には市長が査定を行います。

そこで、再問いたします。

3点目の市長が掲げる重点施策について、町田市長の考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問の1問目の再問、町田市長が掲げる重点施策について答弁をさせていただきます。

令和8年度の当初予算は、私が市長に就任してから3回目の当初予算の編成となりま

す。先ほど坂東議員も言われましたが、今の現内閣につきましては、午前中でも言いましたが、アベノミクスを継承して、デフレからインフレに世の中を変えていくというようなことに加えて、この前、夜に財務大臣のいろんなテレビで見たんですけど、今度、松村議員の志政クラブの代表質問でもあったんですけど、重点支援地方交付金というて18.3兆円の補正のうちの2兆円の部分も、首長とか市議会と一緒に地方によってということを考えてくださいということなので、松山市がしたからとかでなしに、阿波市に見合って阿波市民が一番喜んでくれる施策ということを、片山財務大臣も3日前にこういった発言をしておりました。

そんなことを加えまして、市民が主役のまちづくりの実現に向けて、いろんなまちづくりミーティングとか市議会の提案とかを踏まえながら、財源に限界はあるものの、そういった中で先ほど理事から答弁がありました総合計画等の反映とか行財政改革の推進、デジタル化の推進を予算編成の基本方針としているところです。

この中で、子育て支援や教育の充実、そして国も防災・減災、国土強靱化というのを来年度から5か年間で20兆円の予算をつけるとも言っております。阿波市でいいましたら南海トラフ地震とか、気候変動の変化によって今年は火事とかも起こっておりますが、いろんな自然災害に対応するというので、こういったところを強化して作成したいと思っております。

そして、具体的には、近年の猛暑時期に直面する屋内運動場における学校行事等での熱中症対策と、災害時の避難場所として活用される中学校の屋内運動場の環境改善を図ることを目的として、空調の整備を進めてまいりたいと来年度から思っております。数とか校数とかにつきましては、かなりな予算になりますので、また財源の確保等も要りますので、ここでは差し控えていたいと思いますので、よろしくをお願いします。

加えて、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、市内に在住の中学生の学校給食費無償化事業は、教育長も先ほど答弁したように期限を書いておりますので、条例を変えない限り、ずっとという解釈でお願いします。

加えて、小学校につきましては、給食費の支援事業は上げ幅の分を固定して、上がらないようにと。加えて、先ほどの質問でもありましたが、小学校の給食無償化という分についても国の動向というか情報が入りませんので、またそれに適宜対応をしていきたいと思っております。

そしてまた、市内産の農産物を優先的に使用した安全・安心で質の高い学校給食を提供

したいに続きまして、人口減少や少子・高齢化による社会保障費の増加、老朽化した施設の整備、再編、新ごみ処理施設の整備の対応など、今後の財政運営においては厳しい状況が続くことから、人材や財源といった限られた資源を最大限に有効活用するとしております。

そして、人材につきましても、令和8年度においても生成AI活用研修など、より実践的な職員研修を予定しており、喫緊の課題に対応できる人材の育成を着実に進めていきたいと考えております。

財源につきましては、さらなる企業誘致やふるさと納税の獲得に取り組むとともに、行政評価を通じた事務事業の見直しや公共施設等の管理計画に基づきまして、あくまで利用者の意見を聞きながら進めていきたいと。そして、将来世代に負担を残さない財政運営に取り組んでいくということでございます。

持続可能な財政運営の実現に向け、何回も繰り返しますが、市民ニーズを市政に的確に反映していく中には、どうしても市議会の皆さん方のご協力が必要でございますので、事あるごとにまた説明をさせていただきますので、どうかよろしく願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁をいただきました。

今後も、人口減少や少子・高齢化による社会保障費の増加、老朽化した施設の整備、再編に加え、広域で取り組む新ごみ処理施設の整備など、財政運営において厳しい状況が続くことが考えられます。町田市長が答弁されたことを予算編成に反映し、持続可能な行財政運営をお願い申し上げ、この質問を終わります。

次に、広域行政、一部事務組合等の状況と将来的な展望についてであります。

一部事務組合とは、複数の地方公共団体が特定の事務を共同で処理するために設立する特別地方公共団体をいいます。ごみ処理や消防、し尿処理、火葬場など市町村が単独で行うことが困難な事務や、広域的に処理することで効率化が図れる事務を共同で処理するために設立されます。このことにより、住民サービスの向上や行政コストの削減が期待されます。

総務省の地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べによりますと、令和5年7月1日現在、全国には1,392の一部事務組合があり、令和3年の同時期と比較すると、一部事務組合の統合等により17件減少しています。

なお、一部事務組合の構成団体数は、2 団体が 4 9 3 団体、3 5. 4 %、3 団体、3 3 8 組合、2 4. 3 %、4 団体、1 8 0 組合、1 2. 9 %となっております。

阿波市においても、消防に関する事務やごみ処理など、複数市町で一緒に事務が行われております。一部事務組合等の予算編成から可決までの一般的な流れは、最初に構成団体との間で分担金や予算案について協議し、合意形成が図られます。次に、組合としての予算案を合意し、各構成団体へ分担金を要求する案を合意します。その後、一部事務組合の管理者、長が予算案を議会に提出いたします。なお、運営費の負担割合などは、設立時に定める規約で決定されることになっております。

それでは、質問に入ります。

1 点目の阿波市が関係する一部事務組合等の現状と負担金の推移について、2 点目の一部事務組合等の阿波市合併後 2 0 年間の歩みについて、併せて坂東理事にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 坂東議員の一般質問 2 問目、広域行政、一部事務組合等の状況と将来的な展望について、幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1 点目の阿波市が関係する一部事務組合等の現状と負担金の推移についてでございますが、本市を含め、他の自治体と共同で設置する主な一部事務組合等につきましては、消防、救急等を担う徳島中央広域連合や、一般廃棄物処理を担う中央広域環境施設組合、し尿処理を担う阿北環境整備組合、火葬場の管理運営を担う阿北火葬場管理組合、特別養護老人ホームの管理運営を担う阿北特別養護老人ホーム組合の 5 つとなっております。

いずれの一部事務組合等も、共通の事務を共同で処理し、市民の皆様が安全・安心して生活できるようサービスを提供しているところでございます。

次に、負担金の推移についてですが、先ほど申し上げました 5 つの組合の負担金総額は、合併後初の平成 1 7 年度決算で約 1 2 億 6, 0 0 0 万円、1 0 年後の平成 2 7 年度決算で約 1 3 億 9, 0 0 0 万円、直近の令和 6 年度決算で約 1 6 億 6, 0 0 0 万円となっております。

負担金の金額は、施設の大規模修繕や機器や設備の更新などによって、負担金が大きく変動する年がございますが、令和 6 年度決算で見ますと、徳島中央広域連合が約 7 億 4, 0 0 0 万円、中央広域環境施設組合が約 7 億 6, 0 0 0 万円、阿北環境整備組合が約 1 億 3, 0 0 0 万円、阿北火葬場管理組合が約 3, 0 0 0 万円、阿北特別養護老人ホーム組合

につきましては、組合基金等の活用により負担金はございませんでした。

次に、2点目の一部事務組合等の阿波市合併後20年間の歩みについてでございますが、合併後20年間、近隣市町とともに広域的な行政サービスの安定提供に努めてきたところでございます。

構成する市町は、各組合により異なっており、徳島中央広域連合、阿北火葬場管理組合、阿北特別養護老人ホーム組合が本市と吉野川市の2市で合併以降、構成市町に変動はございません。

一方、阿北環境整備組合につきましては、合併当初は本市と吉野川市、神山町の2市1町で構成されておりましたが、平成19年2月1日に上板町が加入、令和3年3月31日に吉野川市が脱退となり、現在、本市、上板町、神山町の1市2町で構成されているところでございます。

また、中央広域環境施設組合につきましては、合併当初は本市、吉野川市、上板町、板野町の2市2町で構成されておりましたが、令和7年7月31日をもって吉野川市が脱退し、令和7年8月8日に板野町が、令和10年3月31日をもって組合から脱退することが町議会にて議決されたところでございます。

20年間で構成市町の変動はありましたが、一部事務組合等が担う広域行政サービスは、市民の皆様にとって必要不可欠なものであると認識していることから、今後におきましても広域連携の推進と行財政の効率化に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

一部事務組合等の現状と負担金の実績の流れ、また阿波市合併後20年間の歩みについて詳しく説明をいただきました。

当初の設立目的に対する住民ニーズの変化や施設の老朽化、財政状況の悪化などにより一部事務組合等の運営継続が困難になったり、より効果的な運営方法を模索する必要性が生じたりする場合も、解散や構成団体の変更につながる可能性があります。

それでは、再問いたします。

3点目の一部事務組合等の将来的な展望について町田市長の考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問の2問目の再問、一部事務組合等の将来的な

展望について答弁させていただきます。

やはり、これは地方自治法にも明記されておいて、合併をせずして1つの共同事務とか事業をするというのは国も推奨しております。こういったことは、いろんな団体と続けていくというのがいいのではないかと考えております。

そして、先ほど理事の答弁でもありましたが、中央広域環境施設組合につきましては板野町の脱退を踏まえ、本市と上板町の1市1町の体制で新ごみ処理施設を計画どおり稼働させることが最重要であると考えているところでございます。

ごみ処理は、市民の皆さんの生活に直結しているものと認識しており、早期稼働に向けて上板町と、何回も言いますが、協力しながら着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

また、他の一部事務組合等につきましても、現在進行している人口減少とか高齢化問題を考慮しますと、その役割はますます重要なものであると認識しております。

この認識のもと、本市は、これまで以上に近隣市町との連携、協力を深化させながら、業務の効率化の徹底や財政基盤の強化を図るなど、持続可能な広域サービス体制の確立に取り組んでいきたいと。そして、市民の皆さんが安全・安心に住み続けていただけるよう取り組んでいきたいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

将来的な人口減少や高齢化の進展を考慮すると、限られた人材や財源を効率的に活用するため、事務の共同処理は引き続き重要な手段であると考えます。今後においても、効率的な事務処理と行政サービスの向上をお願い申し上げ、この質問を終わります。

最後に、阿波市の観光振興についてであります。

阿波市は、山河広がる、水と緑の豊かな自然が特徴であります。気候は温暖で、歴史、文化資源にも恵まれ、国の天然記念物である阿波の土柱や四国霊場4つの札所をはじめとする名所旧跡など、阿波市の歴史文化、観光スポットが点在しています。

また、吉野川に沿って、東西に徳島自動車道や県道鳴門池田線が整備され、南北には国道318号線、県道津田川島線、県道志度山川線が香川県と吉野川南岸の国道192号を結んでいます。さらには、新たに阿波市場スマートインターチェンジも設置されることから、阿波市に人を呼び込む可能性を十分秘めていると考えます。

阿波市は、観光振興を持続可能なものにするため、阿波市観光協会を中心に、多岐にわたる取組を行っていると考えております。また、観光振興のためには、各地方公共団体がそれぞれの強みを生かし、地域の枠を超えた連携と情報発信が重要視されています。

それでは、質問に入ります。

1点目の観光振興の主な取組と成果検証について、2点目の広域連携と情報発信について、併せて森産業経済部長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 坂東議員の一般質問の3問目、阿波市の観光振興について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の観光振興の主な取組と成果、検証についてでございます。

近年、国内外の観光需要の回復が進み、特に昨年の訪日外国人旅行者数は過去最多を記録し、消費拡大や新たな雇用創出につながるなど、我が国の経済成長を支える原動力となっております。

本市におきましても、人口減少が進む中、地域活力を維持、発展させる上で、観光分野の重要性は一層高まっているものと認識しております。

これまで、本市では、阿波市観光協会を中心に、阿波の土柱をはじめとする観光資源に加え、農業、花、歩き巡り、食など地域の特性を生かした着地型観光を創造し、様々な取組を進めてまいりました。

こうしたことから、近年では、多くのメディアにも取り上げられる機会も増え、本市を訪れる観光客は着実に増加するなど、これまでの取組に一定の成果が上がっているものと考えております。

一方、本市への観光は、比較的滞在時間の短い通過型の観光が中心で、観光消費による経済効果は十分とは言えず大きな課題であり、今後は新たな観光拠点づくりや観光資源のネットワーク化を図ることで、市内の周遊性を高め、滞在時間を長くする取組を進めていかなければならないと考えております。

次に、2点目の広域連携と情報発信についてでございます。

近年の多様化する観光ニーズや増加するインバウンド需要に柔軟に対応するためには、広域的な受入れ体制が重要となり、本市では徳島県や県東部地域の自治体等で組織するイーストとくしまDMOに参画し、新たな観光ルートづくりを行うなど、特色ある取組を進めることで、本市だけでは難しかった観光施策の推進を図っているところでございます。

一方、本市の魅力などの情報発信につきましては、今年でいいますと大阪・関西万博をはじめとする様々なイベント、また本市阿波市観光協会のホームページに加え、イーストとくしまDMOではSNSを活用したウェブプロモーションや商談会でのPRなど、広域連携のもとで、情報発信の強化に努めているところでございます。

今後につきましても、これまでの成果を検証しつつ、広域連携の一層の充実強化を図るとともに、より効果的な観光施策や情報発信にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

阿波市における観光振興への主な取組とこれまでの成果、検証について、また広域連携と情報発信について詳しく説明をいただきました。

阿波市が持つ既存資源を最大限に生かし、周辺施設と連携した観光プランを充実させることで、エリア全体の活性化が期待できます。また、施策の成果を検証することにより、観光資源のさらなる効果的活用が促進されます。

阿波市内外から、集客や経済効果が期待できる事業を積極的に取り組むとともに、広域連携を強化し、広域的なPR活動に努め、阿波市の観光情報を発信していただきますようお願いをしたいと思います。

それでは、再問いたします。

阿波市の観光資源の実態や観光スタイルの変化を踏まえ、将来を見据えた観光振興政策についてどのように考えているのか。3点目の阿波市の観光振興の将来像について、町田市長に考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問の3問目の再問、阿波市の観光振興の将来像について答弁させていただきます。

阿波市の観光振興についてでございますが、これまで阿波市議会におかれましても、一昨年、坂東議員も委員を務められております地域活性化特別委員会より本市の観光振興に着目し、大変参考となる貴重な政策提言をいただき、また先般には、多くのインバウンドが訪れている市内の四国霊場4か寺を回られるなど、本市の観光振興について熱心にご協議をいただいております、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、本市には、豊かな自然環境、農業、歴史文化、食など、多くの魅力ある観光資源

を有しており、先ほど担当部長からも答弁させていただきましたが、本市はこれまで阿波市観光協会をはじめとする多くの関係機関、そして関係団体との連携を図りながら、観光客の誘致はもとより、交流人口、関係人口の拡大に向け、各種イベントの開催やPR活動を積極的に行うなど、様々な施策に取り組んでまいりました。

一方で、今後、本市の観光を進めるには、核となる観光拠点づくりが重要であると考えており、既に議会にもご説明をさせていただいておりますが、現在、阿波土柱の湯の跡地を利活用しまして、官民連携による市民の皆様の憩いや癒やし、また市民交流を目的とした観光拠点施設の整備に向け、準備を進めているところでございます。

そのほかにも、本市には、国の天然記念物の阿波の土柱、またその周辺をはじめ、天然温泉御所の郷がある国道318号沿いや、また現在建設中の阿波市場スマートインターチェンジ周辺など、本市の観光拠点として大きな可能性を持つエリアが多くございます。これらのエリアが本市観光の拠点として飛躍するよう、今後より効果的で実効性のある施策推進に取り組んでまいりたいと考えております。いわゆる観光施設というものの付加価値を上げて、市内外に発信して、いろいろな人来ていただくということが重要であると考えます。

一方で、これからの観光振興につきましては、単に観光客を呼び込むだけでなく、市民と観光客が交流できる環境を整え、市民の皆様の暮らしや利便性の向上につなげることも大切であると考えておりますので、今後も時代とともに変化する市民や観光客のニーズを的確に捉えながら、第3次阿波市総合計画の将来像である「みんなでつくる 未来に誇れる やすらぎのまち 阿波市」の実現を目指し、引き続き観光振興にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

観光推進体制の充実やイベントの活用、観光客数を伸ばすためには、より魅力的な付加価値の創出とPRの強化が必要であります。

阿波市の観光振興は、「みんなでつくる 未来に誇れる やすらぎのまち 阿波市」という将来像の実現を目指しています。この将来像の達成に向けて、地域資源の有効活用、広域連携、情報発信などを通じた観光の振興をお願い申し上げまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（笠井安之君）　これで9番坂東重夫君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、明日5日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時50分　散会